

TS（ノンプリズム方式）を用いた
出来形管理要領（土工編）
(案)

平成29年3月

国 土 交 通 省

はじめに

情報化施工は、情報通信技術の適用により高効率・高精度な施工を実現するものであり、工事施工中においては、施工管理データの連続的な取得を可能とするものである。そのため、施工管理においては従来よりも多くの点で品質管理が可能となり、これまで以上の品質確保が期待される。

施工者においては、実施する施工管理にあっては、施工管理データの取得によりトレーサビリティが確保されるとともに、高精度の施工やデータ管理の簡略化・書類の作成に係る負荷の軽減等が可能となる。また、発注者においては、従来の監督職員による現場確認が施工管理データの数値チェック等で代替可能となるほか、検査職員による出来形・品質管理の規格値等の確認についても数値の自動チェックが今後可能となるなどの効果が期待される。

本要領は、T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術を土工に適用し、施工管理を面的に行う場合に必要な事項についてとりまとめたものであり、レーザースキャナーや空中写真測量で欠測があった場合の補足やそれに準じる小規模土工の測量を想定したものである。これらの用途以外への利用を妨げるものではないが、T Sを用いた出来形管理要領等の従来方法の方が効率的な場合もあるため、現場状況に応じて適切に選択されたい。

本管理要領を用いた施工管理の実施にあたっては、本管理要領の主旨、記載内容をよく理解するとともに、実際の施工管理においては、機器の適切な調達及び管理等を行うとともに、適切な施工管理の下で施工を行うものとする。

今後、現場のニーズや本技術の活用目的に対し、更なる機能の開発等技術的発展が実現されることが期待され、その場合、本管理要領も適宜内容を改善していくこととしている。

なお、本管理要領は発注者が行う監督・検査に関する要領と併せて作成しており、監督・検査については、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」を参照していただきたい。

目 次

第1編 共通編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 総則.....	1
1－1－1 目 的.....	1
1－1－2 適用の範囲.....	2
1－1－3 本管理要領に記載のない事項.....	3
1－1－4 用語の解説.....	4
1－1－5 施工計画書.....	8
1－1－6 監督職員による監督の実施項目.....	10
1－1－7 検査職員による検査の実施項目.....	11
第2節 TS（ノンプリズム方式）による測定方法	12
1－2－1 機器構成	12
1－2－2 TS（ノンプリズム方式）本体の計測性能及び精度管理	14
1－2－3 点群処理ソフトウェア	15
1－2－4 3次元設計データ作成ソフトウェア	17
1－2－5 出来形帳票作成ソフトウェア	19
1－2－6 工事基準点の設置	21
第3節 TS（ノンプリズム方式）による工事測量	22
1－3－1 起工測量	22
1－3－2 岩線計測	24
1－3－3 部分払い用出来高計測	26
第4節 TS（ノンプリズム方式）による出来形管理	27
1－4－1 3次元設計データの作成	27
1－4－2 3次元設計データの確認	29
1－4－3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測	31
1－4－4 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所	33
第5節 出来形管理資料の作成	34
1－5－1 出来形管理資料の作成	34
1－5－2 数量算出	37
1－5－3 電子成果品の作成規定	40
第6節 管理基準及び規格値等	42
1－6－1 出来形管理基準及び規格値	42
1－6－2 品質管理及び出来形管理写真基準	43
第2章 土 工	44
第1節 道路土工	44
2－1－1 適用の範囲	44
2－1－2 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測	45
2－1－3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所	46

2－1－4	出来形管理基準及び規格値	47
2－1－5	品質管理及び出来形管理写真基準	49
第2節	河川・海岸・砂防土工	50
2－2－1	適用の範囲	50
2－2－2	TS（ノンプリズム方式）による出来形計測	51
2－2－3	TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所	52
2－2－4	出来形管理基準及び規格値	53
2－2－5	品質管理及び出来形管理写真基準	55
第2編	参考資料	56
第1章	参考文献	56
第2章	3次元設計データチェックシート	57
第1節	道路土工	57
第2節	河川土工	58
第3章	3次元設計データの照査結果資料の一例	59
第1節	道路土工	59
第2節	河川土工	63
第4章	TS（ノンプリズム方式）の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書	67
第5章	GNSSによる観測値の点検手順書及び点検記録簿	72

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 目的

本管理要領は、施工管理データを搭載したノンプリズム方式のトータルステーション（以下、「TS（ノンプリズム方式）」という。）による出来形管理が、効率的かつ正確に実施されるために、以下の事項について明確化することを主な目的として策定したものである。

- 1) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形計測の基本的な取扱い方法や計測方法
- 2) 計測点群データの処理方法
- 3) 各工種における出来形管理の方法と具体的手順、出来形管理基準及び規格値

【解説】

本管理要領は、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形計測及び出来形管理・出来高算出の方法を規定するものである。

TS（ノンプリズム方式）による出来形計測は、被計測対象の地形を概ね等間隔に取得した出来形計測点群（3次元座標値）から、3次元CADや同様のソフトウェアを用いて、出来形を面的に把握、出来高数量などを容易に算出することが可能となり、従来の巻尺・レベルによる幅・長さの計測や、高さの計測は不要である。

以上のようにTS（ノンプリズム方式）及び3次元データが扱えるソフトウェア等の利用効果は大きいが、ソフトウェアを用いた大量の計測点群データ処理が必要なことから、従来の巻尺・レベルによる出来形管理の方法とは異なる出来形計測手順や管理基準を明確に示す必要がある。

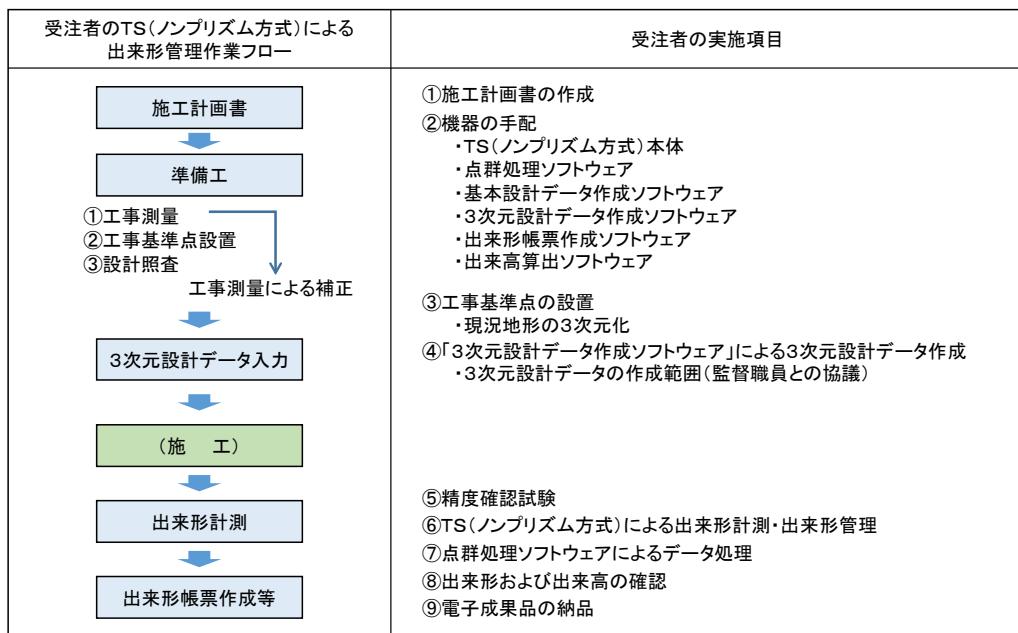


図 1-1 TS（ノンプリズム方式）による計測の手順

1-1-2 適用の範囲

本管理要領は、受注者が行う TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形計測及び出来形管理に適用する。

【解説】

1) 測定方法

本管理要領では、TS（ノンプリズム方式）以外のTS（プリズム方式）やRTK-GNS、レーザースキャナー、空中無人航空機（UAV）等による出来形の測定方法については対象外とする。

2) 対象となる作業の範囲

本管理要領で示す作業の範囲は、図1-2の実線部分（施工計画、準備工の一部、出来形計測及び完成検査準備、完成検査）で、ICT活用工事におけるレーザースキャナーや空中写真測量で欠測があった場合の補足やそれに準じる小規模土工の測量を想定したものである。これらの用途以外への利用を妨げるものではないが、TSを用いた出来形管理要領等の従来方法の方が効率的な場合もあるため、現場状況に応じて適切に選択されたい。また、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形の把握、出来高の確認は施工全体の工程管理や全体マネジメントに有効であり、図1-2の破線部分（工事測量・丁張り設置、施工）においても、作業の効率化が期待できる。作業の効率化は情報化施工の目的に合致するものであり、本管理要領はまた、TS（ノンプリズム方式）を日々の出来形把握、出来高把握等の自主管理等に活用することを何ら妨げない。

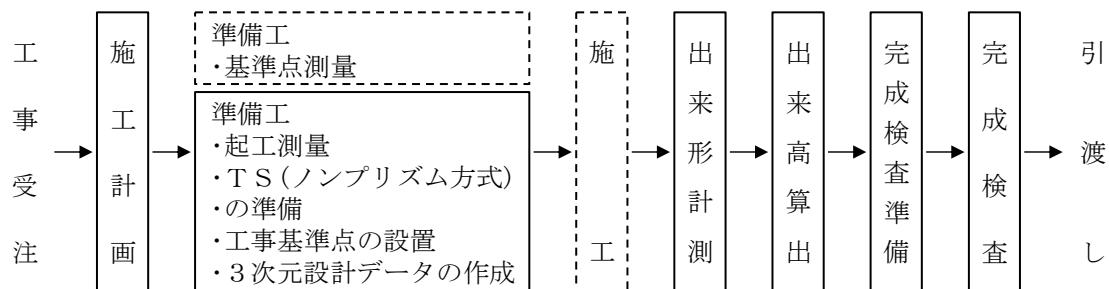


図 1-2 本管理要領の対象となる業務の範囲

1－1－3 本管理要領に記載のない事項

- 本管理要領に定められていない事項については、以下の基準によるものとする。
- 1) 「土木工事共通仕様書」（国土交通省各地方整備局）
 - 2) 「土木工事施工管理基準及び規格値」（国土交通省各地方整備局）
 - 3) 「写真管理基準(案)」（国土交通省各地方整備局）
 - 4) 「土木工事数量算出要領(案)」（国土交通省各地方整備局）
 - 5) 「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省）
 - 6) 「国土交通省 公共測量作業規程」（国土交通省）
 - 7) 「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」（国土交通省）

注 1) 上記基準類の名称は各地方整備局で若干異なります。

注 2) 「国土交通省 公共測量作業規程」（国土交通省）は、「作業規程の準則」を準用する。

【解説】

本管理要領は、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準及び規格値」、「写真管理基準(案)」及び「土木工事数量算出要領」で定められている基準に基づき、T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の実施方法、管理基準等を規定するものとして位置づける。本管理要領に記載のない事項については関連する基準類に従うものとする。

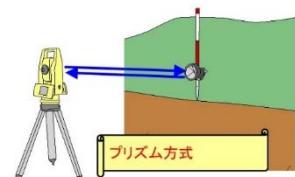
本管理要領で使用する用語を以下に解説する。

【T S】

トータルステーション (Total Station) の略。1台の機械で角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀のことである。計測した角度と距離から未知点の座標計算を瞬時に行うことができ、計測データの記録及び外部機器への出力ができる。

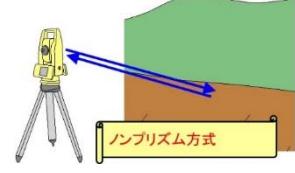
【T S（プリズム方式）】

トータルステーションを用いた計測手法のうち、被計測箇所にターゲットとなるプリズムを設置して計測する方法のこと。プリズムに照準を合わせ、プリズムからの反射光により測距する方法。利用するプリズムには1素子型や全周型などがある。



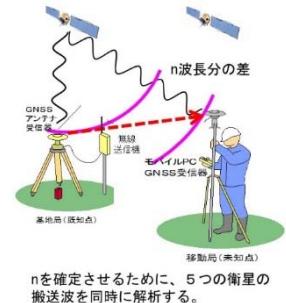
【T S（ノンプリズム方式）】

トータルステーションを用いた計測手法のうち、ターゲットとなるプリズムを利用せず被計測対象からの反射波を利用して測距する方法。



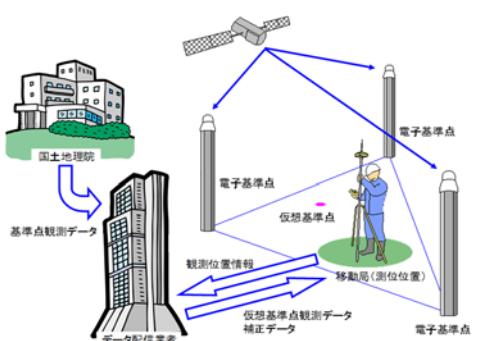
【G N S S (Global Navigation Satellite System／汎地球測位航法衛星システム)】

人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。米国が運営するG P S以外にも、ロシアで開発運用している GLONASS、ヨーロッパ連合で運用している Galileo、日本の準天頂衛星（みちびき）も運用されている。



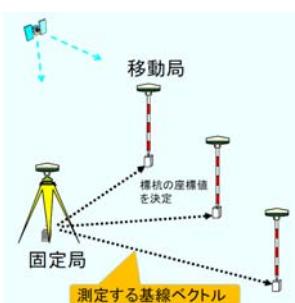
【R T K-G N S S】

R T Kとは、リアルタイムキネマティックの略で、衛星測位から発信される搬送波を用いた計測手法である。既知点と移動局にG N S Sのアンテナを設置し、既知点から移動局への基準ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。



【ネットワーク型R T K-G N S S】

R T K-G N S Sで利用する基地局を仮想点として擬似的に作成することで、基地局の設置を削減した計測方法のこと。全国に設置された電子基準点のデータを元に、移動局の近隣に仮想的に基地局を作成し、基地局で受信するデータを模擬的に作成する。これを移動局に配信することでR T K-G N S Sを実施可能となる。このため、既知点の設置とアンテナは不要だが、仮想基準点の模擬的な受信データ作成とデータ配信、通信料に関する契約が別途必要となる。



【キネマティック法】

キネマティック法とは、図のようにG N S S受信機を固定点に据付け（固定局）、他の1台を用いて他の観測点を移動（移動局）しながら、固定点と観測点の相対位置（基線ベクトル）を求める方法である。

【G N S S ローバー】

ネットワーク型R T K法による単点観測法で用いるG N S S受信機を備えた計測機器。

【3次元設計データ】

3次元設計データとは、道路中心線形または法線(平面線形、縦断線形)、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをT I Nなどの面データで出力したものである。

【T I Nデータ】

T I N(不等三角網)とは、Triangular Irregular Networkの略。T I Nは、地形や出来形形状などの表面形状を3次元座標の変化点標高データで補間する最も一般的なデジタルデータ構造である。T I Nは、多くの点を3次元上の直線で繋いで三角形を構築するものである。T I Nは、構造物を形成する表面形状の3次元座標の変化点で構成される。

【3次元設計データの構成要素】

3次元設計データの構成要素は、主に、平面線形、縦断線形、横断面形状であり、これらの構成要素は、設計成果の線形計算書、平面図、縦断図及び横断図から仕上がり形状を抜粋することで、必要な情報を取得することができる。3次元設計データは、これらの構成要素を用いて面的な補間計算を行い、T I Nで表現されたデータである。図に3次元設計データと作成するために必要な構成要素を示す。

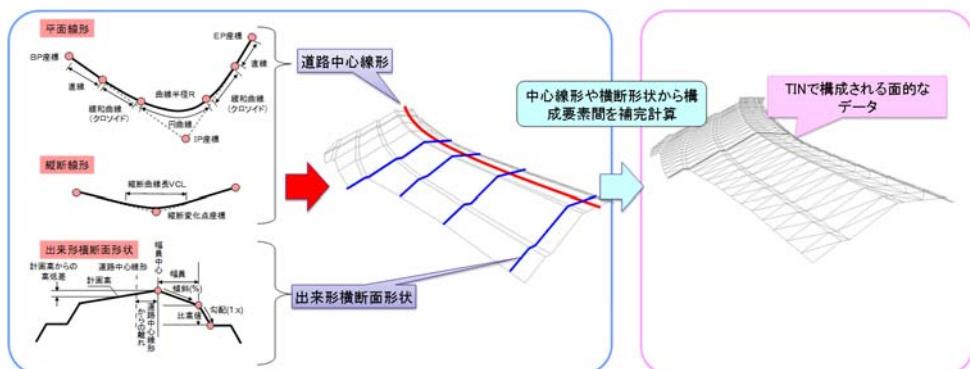


図 1-3 3次元設計データのイメージ（道路土工の場合）

【道路中心線形】

道路の基準となる線形のこと。平面線形と縦断線形で定義され、3次元設計データの構成要素の一つとなる。

【法線】

堤防、河道及び構造物等の平面的な位置を示す線のこと。平面線形と縦断線形で定義され、基本設計データの一要素となる。

【平面線形】

平面線形は、道路中心線形または法線を構成する要素の1つで、道路中心線形または法線の平面的な形状を表している。道路中心線形の場合、線形計算書に記載された幾何形状を表す数値データでモデル化している。平面線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、直線、円曲線、緩和曲線(クロソイド)で構成され、それぞれ端部の平面座標、要素長、回転方向、曲線半径、クロソイドのパラメータで定義される。

【縦断線形】

縦断線形は、道路中心線形または法線を構成する要素の1つで、道路中心線形または法線の縦断的な形状を表している。縦断形状を表す数値データは縦断図に示されており、縦断線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、縦断勾配変位点の起点からの距離と標高、勾配、縦断曲線長または縦断曲線の半径で定義される。

【出来形横断面形状】

平面線形に直交する断面での、土工仕上がり、法面等の形状である。現行では、横断図として示されている。

【計測点群データ（ポイントファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した地形や地物を示す3次元座標値の点群データ。CSV や LandXML などで出力される点群処理ソフトウェアなどでのデータ処理前のポイントのデータである。

【出来形評価用データ（ポイントファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除したポイントデータである。専ら出来形の評価と出来形管理資料に供する。

【出来形計測データ（TIN ファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体として出来形地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【起工測量計測データ（TIN ファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体として着工前の地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【岩線計測データ（TIN ファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体として岩区分境界としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【出来形管理資料】

3次元設計データと出来形評価用データを用いて、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れ等の出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差の平均値など）と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを表した分布図を整理した帳票、もしくは3次元モデルをいう。

【点群処理ソフトウェア】

計測した3次元座標点群から樹木や草木、建設機械や仮設備等の不要な点を除外するソフトウェアである。また、整理した3次元座標の点群を、さらに出形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータ、及び当該点群に T I N を配置し、3次元の出来形計測結果を出力するソフトウェアである。

【3次元設計データ作成ソフトウェア】

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す3次元設計データを作成、出力するソフトウェアである。

【出来形帳票作成ソフトウェア】

3次元設計データと出来形評価用データを入力することで、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れの算出と良否の判定が行える情報を提供するとともに、計測結果を出来形管理資料として出力することができる。

【出来高算出ソフトウェア】

起工測量結果と、3次元設計データ作成ソフトウェアで作成した3次元設計データ、あるいは点群処理ソフトウェアで算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

【オリジナルデータ】

使用するソフトウェアから出力できるデータのことで、使用するソフトウェア独自のファイル形式あるいは、オープンなデータ交換形式となる。例えば、LandXMLは、2000年1月に米国にて公開された土木・測量業界におけるオープンなデータ交換形式である。

【工事基準点】

監督職員より指示された基準点を基に、受注者が施工及び施工管理のために現場及びその周辺に設置する基準点をいう。

1－1－5 施工計画書

受注者は、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載しなければならない。

1) 適用工種

適用工種に該当する工種を記載する。適用工種は、「2－1－1 適用の範囲」及び「2－2－1 適用の範囲」を参照されたい。

2) 適用区域

本管理要領による、3次元計測範囲、出来形管理を行う範囲を記載する。

3) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準

契約上必要な出来形計測を実施する出来形管理箇所を記載する。また、該当する出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準を記載する。

4) 使用機器・ソフトウェア

TS（ノンプリズム方式）の計測性能、機器構成及び利用するソフトウェアを記載する。

【解説】

1) 適用工種

本管理要領による適用工種に該当している工種を記載する。

2) 適用区域

本管理要領により、3次元計測を行う範囲を明記する。また、平面図上に当該工事の土工範囲を示し、本管理要領による出来形管理範囲と「土木工事施工管理基準及び規格値」による出来形管理範囲を塗り分ける。

3次元計測範囲は土工部分を周囲に5m程度広げた範囲を基本とし、施工エリア全体としてもよい。

3) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準

「設計図書」及び「出来形管理基準及び規格値」の測定基準に基づいた出来形計測箇所を記載する。自主管理するための任意の計測箇所については、記載不要である。

また、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理を行う範囲については、本管理要領に基づく出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準を記載する。

4) 使用機器・ソフトウェア

TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理を効率的かつ正確に実施するためには、必要な性能を有し適正に管理されたTS（ノンプリズム方式）及び必要かつ確実な機能を有するソフトウェアを利用することが必要である。受注者は、施工計画書に使用する機器構成を記載するとともに、その機能・性能などを確認できる資料を添付する。

① 機器構成

受注者は、本管理要領を適用する出来形管理で利用する機器及びソフトウェアについて、施工計画書に記載する。

② TS（ノンプリズム方式）本体

受注者は、出来形管理用に利用するTS（ノンプリズム方式）本体が下記と同等以上の計測性能を有し、適正な精度管理が行われていることを、施工計画書の添付資料として提出する。

測定精度：計測範囲内で平面精度±20mm、鉛直精度±20mm 以内

・・・別添様式－2による精度確認試験を行うこと。

a . T S (ノンプリズム方式) の計測精度に関する仕様の記載方法も標準化されていない。

このため、本管理要領では、各現場の制約条件を考慮し計測範囲内で平面精度±20mm、鉛直精度以内±20mm 以内の機器を利用できることとし、精度について現場での計測により確認することとした。精度確認については、第2編第4章に示す現場精度確認を実施し、その記録を提出する。

b. 精度管理について、校正証明書あるいは検査成績書により、適正な精度管理(有効期限内)であることが明記されている資料を添付する。

③ ソフトウェア

受注者は、本管理要領に対応する機能を有するソフトウェアであることを示すメーカーのカタログあるいはソフトウェア仕様書を、施工計画書の添付資料として提出する。

1－1－6 監督職員による監督の実施項目

本管理要領を適用した、T S（ノンプリズム方式）による出来形管理における監督職員の実施項目は、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」の「5. 監督職員の実施項目」による。

【解説】

監督職員は、本管理要領に記載されている内容を確認及び把握をするために立会し、または資料等の提示を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、監督職員による本管理要領に記載されている内容を確認、把握、及び立会する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

監督職員の実施項目は下記に示すとおりである。

- 1) 施工計画書の受理・記載事項の確認
- 2) 基準点の指示
- 3) 設計図書の3次元化の指示
- 4) 工事基準点等の設置状況の把握
- 5) 3次元設計データチェックシートの確認
- 6) 精度確認試験結果報告書の把握
- 7) 出来形管理状況の把握

1-1-7 検査職員による検査の実施項目

本管理要領を適用した、TS（ノンプリズム方式）による出来形管理における検査職員の実施項目は、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」の「6. 検査職員の実施項目」による。

【解説】

本管理要領の実施に係る工事実施状況の検査では、施工計画書等の書類により監督職員との所定の手続きを経て、出来形管理を実施したかを検査する。

出来形の検査に関して、出来形管理資料の記載事項の検査を行う。

また、出来形数量の算出においても、本管理要領で算出された数量を用いてよいものとする。

受注者は、当該技術検査について、監督職員による監督の実施項目の規定を準用する。

検査職員の実施項目は下記に示すとおりである。

1) 出来形計測に係わる書面検査

- ・ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる施工計画書の記載内容
- ・ 設計図書の3次元化に係わる確認
- ・ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる工事基準点等の測量結果等
- ・ 3次元設計データチェックシートの確認
- ・ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる精度確認試験結果報告書の確認
- ・ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる「出来形管理図表」の確認
- ・ 品質管理及び出来形管理写真の確認
- ・ 電子成果品の確認

2) 出来形計測に係わる実地検査

- ・ 検査職員が任意に指定する箇所の出来形検査

第2節 TS（ノンプリズム方式）による測定方法

1-2-1 機器構成

本管理要領で用いるTS（ノンプリズム方式）による出来形管理のシステムは、以下の機器で構成される。

- 1) TS（ノンプリズム方式）本体
- 2) 点群処理ソフトウェア
- 3) 3次元設計データ作成ソフトウェア
- 4) 出来形帳票作成ソフトウェア
- 5) 出来高算出ソフトウェア

【解説】

図1-4にTS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理で利用する機器の標準的な構成を示す。

1) TS（ノンプリズム方式）本体

TS（ノンプリズム方式）本体は、本体からターゲットとなるプリズムを利用せず被計測対象からの反射波を利用して計測対象の相対的な位置座標を取得する。

2) 点群処理ソフトウェア

TS（ノンプリズム方式）等の3次元計測機器で取得した複数回の3次元点群の結合や、3次元座標の点群から樹木や草木、建設機械や仮設備等の不要な点を除外するソフトウェアである。また、整理した3次元座標の点群にTIN（不等三角網）を配置し、3次元の出来形計測結果を出力するソフトウェアである。なお、ソフトウェアを動作するためのパソコンは、性能によっては、データ処理に膨大な時間を要する場合もあるため、ソフトウェアの推奨動作環境（CPU, GPU, メモリなど）に留意すること。

3) 3次元設計データ作成ソフトウェア

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す3次元設計データを作成・出力するソフトウェアである。

4) 出来形帳票作成ソフトウェア

3) で作成した3次元設計データと、2) で算出した出来形評価用データの各ポイントの離れを算出することで、出来形の良否判定が可能な出来形分布図などを作成するソフトウェアである。

5) 出来高算出ソフトウェア

別途計測した起工測量結果と、3) で作成した3次元設計データ、あるいは、2) で算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

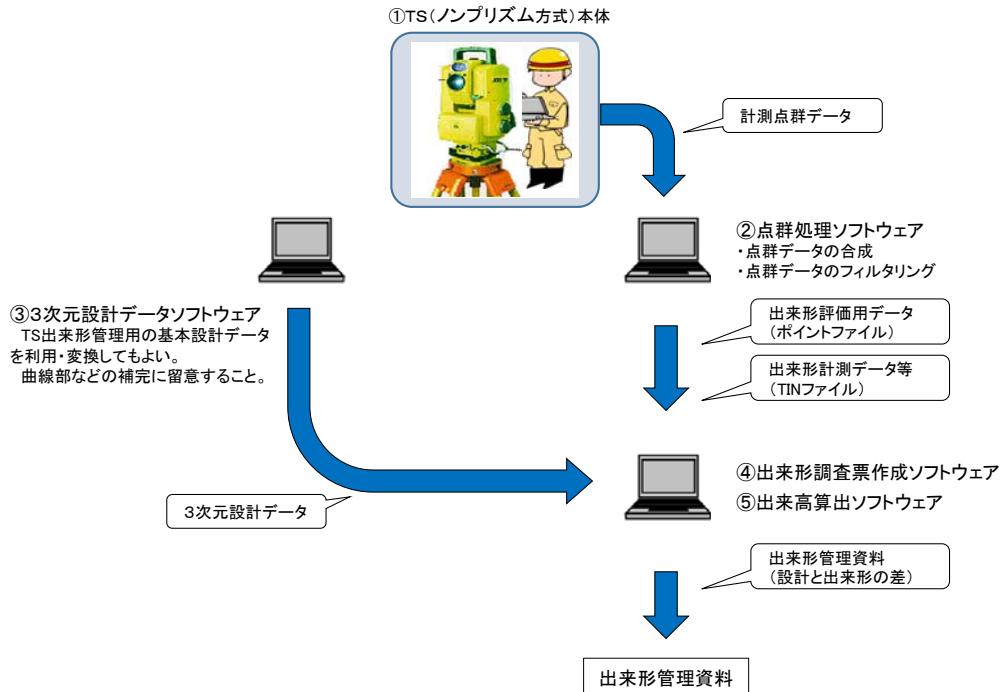


図 1-4 TS（ノンプリズム方式）による出来形管理機器の構成例

1-2-2 TS（ノンプリズム方式）本体の計測性能及び精度管理

TS（ノンプリズム方式）による出来形計測で利用するTS（ノンプリズム方式）本体は下記の測定精度と同等以上の性能を有し、適正な精度管理が行われている機器であること。受注者は、本管理要領に基づいて出来形管理を行う場合は、利用するTS（ノンプリズム方式）の性能について、監督職員に提出すること。以下に、出来形管理で利用するTS（ノンプリズム方式）に要求される性能基準を示す。

計測範囲内で平面精度±20mm、鉛直精度±20mm以内

（第2編 第4章 TS（ノンプリズム方式）の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書による現場確認を行うこと。）

【解説】

1) 計測性能

利用前に以下のTS（ノンプリズム方式）の計測性能について、現状では定められた機器仕様の記述様式、機器検定手法がないことから、確認を行うこととする。

- a. 計測点を用いた精度確認：受注者は、計測機器本体から被計測対象の最大計測距離以上となる位置に2点以上の計測点を設定し、TS（プリズム方式）による計測とTS（ノンプリズム方式）による計測を行い、TS（プリズム方式）による計測値の差が平面精度±20mm、鉛直精度±20mm以内であるかを確認する。（詳細は第2編 第4章 TS（ノンプリズム方式）の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書 精度確認試験実施手順に記載）。受注者は、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の実施前に上記の精度確認試験を実施し、その結果について、別添様式-2を用いて提出する。
- b. 事前確認の実施：a.の現場での計測性能の確認以外に、上記と同様の手法で事前確認を実施してもよい。この場合は、出来形計測の実施前の6ヶ月以内に実施した確認結果を別添様式-2にて提出すること。

2) 精度管理

TS（ノンプリズム方式）の管理が適正に行われていることを確認する書類（校正証明書あるいは検査成績書）を提出する。

1-2-3 点群処理ソフトウェア

本管理要領で利用する点群処理ソフトウェアは、計測点群データから樹木や草木、仮設構造物などの出来形とは関係のない不要点を除外する機能や、3次元の出来形評価用データ及び出来形計測データを出力する機能を有していなければならない。

【解説】

取得される大量の計測点群データには出来形管理には関係のない部分の地形や構造物、樹木や草木、建設機械や作業員、仮設構造物などの不要な点やノイズなどが含まれており、必要な計測データだけを抽出することが必要となる。不要点の排除にあたっては、不要な点のみを抽出し、本来の出来形データまで削除しないように配慮する必要がある。以下に本管理要領に基づくデータ処理の概念とデータ処理に必要な主な機能を示す。

1) 計測データの不要点削除

① 対象範囲外のデータ削除

計測点群データには、被計測対象物以外の構造物のデータを含んでいる。そこで、計測結果から不要な計測データを削除する作業を行う。

削除の方法は、点群処理ソフトウェアを用い、計測点群データの3次元的な鳥瞰図を見ながら、対象範囲外のデータかどうかを目視確認し、選択、削除する方法が一般的である。

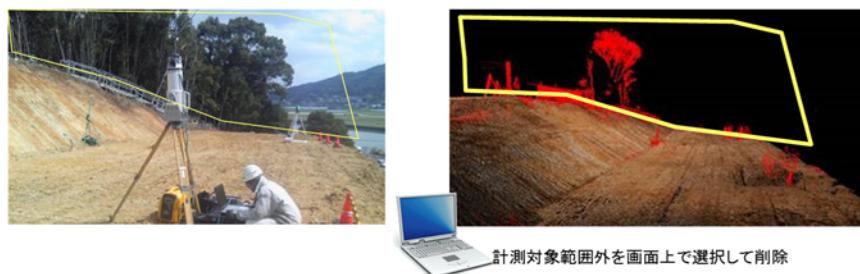


図 1-5 対象範囲外のデータ削除

② 点群密度の変更（データの間引き）

計測点群データを組み合わせた結果には計測結果の重複や点群密度のバラツキがある。すべての計測点群データを利用してもよいが、全てのデータを用いることでコンピュータの処理を著しく低下させてしまう場合は、類似の座標データから代表点を抽出して点群密度を減らす作業を行ってもよい。

出来形計測データについては、1m²あたり1点以上、数量算出に用いる岩線計測データ及び起工測量計測データについては、0.25m²あたり1点以上、出来形評価用データとしては1m²あたり1点以上の点密度が確保できる程度まで点群密度を減らしてよい。密度の変更方法は、用途によって様々な手法が開発されているが、座標値を変更するような処理をとってはならない。例えば、平面範囲（例えば出来形評価の計測密度である1m²以内で鉛直方向の最下点や中央値を抽出することはよいが、平均処理を行ってはならない。

2) 面データ（出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ）の作成

計測点群データの不要点削除が終了した点群を対象にTIN（不等三角網）を配置し、地形や岩区分境界あるいは出来形の面データを作成する。自動でTINを配置した場合に、現場の出来形形状と異なる場合は、TINの結合方法を手動で変更してもよい。

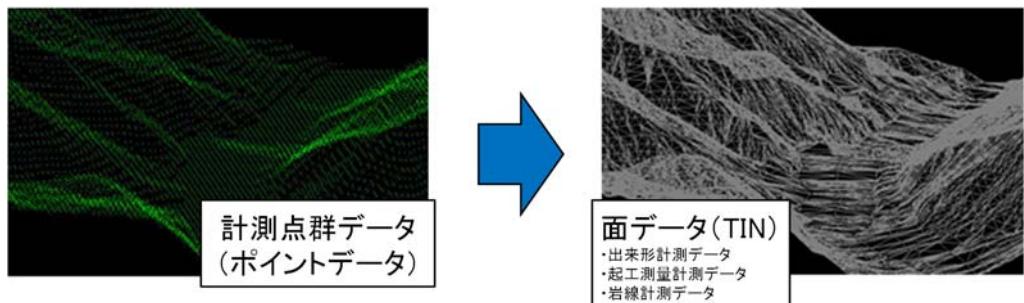


図 1-6 計測点群データをTINデータに変換する方法

1-2-4 3次元設計データ作成ソフトウェア

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す3次元設計データを作成・出力することができ、以下の機能を有することとする。

- 1) 3次元設計データ等の要素読込（入力）機能
- 2) 3次元設計データ等の確認機能
- 3) 設計面データの作成機能
- 4) 3次元設計データの作成機能
- 5) 座標系の変換機能
- 6) 3次元設計データの出力機能

【解説】

面的な出来形管理及び数量算出を実現するためには、基準となる3次元設計データを作成でき、作成した設計データと設計図面との照合確認が可能な3次元設計データ作成ソフトウェアが必要となる。ここでいう3次元設計データは、中心線形データ、横断形状データ、及び構造物を形成する表面形状の3次元座標の変化点で構成される「TINデータ」で表現される。

- 1) 3次元設計データ等の要素読込（入力）機能

① 座標系の選択機能

3次元設計データの座標系を選択する機能。

② 平面線形の読込（入力）機能

設計図面に示される法線の平面線形を読込（入力）できる機能。なお、線形の幾何要素は、直線区間（開始点、終了点）と曲線区間（開始点、IP点、終了点）等で定義される。

③ 縦断線形の読込（入力）機能

設計図面に示される法線の縦断線形を読込（入力）できる機能。なお、線形の幾何要素は、縦断勾配変化点の累加距離、標高、縦断曲線長（または縦断曲線半径）で定義される。

④ 横断形状の読込（入力）機能

設計図面に示される横断形状を読込（入力）できる機能。なお、横断形状の幾何要素は、中心線形（平面線形）を基準に、センターからの離れ距離（起点からの終点に向け右側を+、左側を-）と勾配（あるいは比高）などで定義される。

⑤ 現況地形データの読込（入力）機能

起工測量で得られた計測点群データあるいは面データを読込（入力）できる機能。

- 2) 3次元設計データ等の確認機能

上記1)で読み込んだ（入力した）中心線形データ（平面線形データ、縦断線形データ）、横断形状データと出力する3次元設計データを重畠し、同一性を確認するために入力値比較や3次元表示が確認できる機能。

- 3) 設計面データの作成機能

上記1)で読み込んだ（入力した）3次元設計データの幾何要素から設計の面データを作成する機能。本管理要領でいう面データは、TIN（不等辺三角網）データとする。

4) 3次元設計データの作成機能

上記 3) で読み込んだ設計面データと起工測量データに基づく、3次元設計データを作成する機能。

5) 座標系の変換機能

3次元設計データを、上記 1) で選択した座標系に変換する機能。

6) 3次元設計データの出力機能

上記 4) ~5) で作成・変換した3次元設計データを LandXML 形式や使用するソフトウェア等のオリジナルデータで出力する機能。

1-2-5 出来形帳票作成ソフトウェア

本管理要領で利用する出来形帳票作成ソフトウェアは、取得した出来形評価用データと3次元設計データの面データとの離れを算出し、出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差の平均値等）と出来形の良否の評価結果、及び設計形状の比較による出来形の良否判定が可能な出来形分布図を出力する機能を有していなければならない。

【解説】

3次元出来形評価用データと3次元設計データを重ねて表示し、3次元設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ（標高較差あるいは水平較差）により出来形の良否判定を行う。出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差の平均値等）と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを評価範囲の平面図上にプロットした分布図を整理した帳票（出来形管理図表）、もしくは属性情報として出来形管理基準上の管理項目の計算結果を表示できる3次元モデルのビューアファイルを出来形管理資料として出力する。

1) 出来形管理基準上の管理項目の計算結果の出力

- ① 3次元設計データから管理を行うべき範囲（平場、天端、法面（小段含む）の部位別）を抽出する。
- ② 部位別に3次元設計データと出来形評価用データの各ポイントとの離れ（標高較差あるいは水平較差）を計算し、平均値、最大値、最小値、データ数、評価面積及び棄却点数を出力する。標高較差は、各ポイントの標高値と、平面座標と同じ設計面上の設計標高値との差分として算出し、水平較差は、当該ポイントを含み、かつ「法面や構造物の位置をコントロールする線形」に直交する平面上で設計面の横断を見たとき、当該ポイントと同一標高値の横断上の点との距離として算出する。
ここで「法面や構造物の位置をコントロールする線形」とは、道路中心、幅員中心、堤防法線、並びに法肩や法尻及び道路端部を結ぶ線形のことをいう。
- ③ 「1-5-1 出来形管理資料の作成」にある出来形管理図表の様式を満足する項目を表形式で印刷、または3次元モデルの属性情報として表示する。

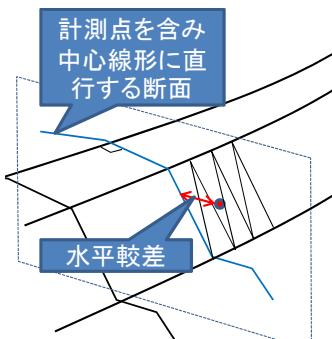


図 1-7 水平較差の算出ロジックのイメージ

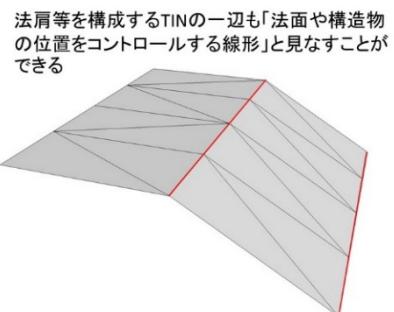


図 1-8 位置をコントロールする線形

2) 出来形分布図

- ① 3次元設計データから管理を行うべき範囲（平場、天端、法面（小段含む）の部位別）を抽出する。
- ② 部位別に3次元設計データと出来形評価用データの離れの計算結果を出来形評価用データのポイント毎に分布図として表示する。
- ③ 分布図が具備すべき情報としては「1-5-1 出来形管理資料の作成」にある出来形管理図表の様式を参考として、以下のとおりとする。
 - ・評価範囲全体が含まれる平面図（部位別に別葉とする。）
 - ・離れの計算結果の規格値に対する割合を示すヒートマップとして-100%～+100%の範囲で出来形評価用データのポイント毎に結果を示す色をプロットするとともに、色の判例を明示する。
 - ・±50%の前後、±80%の前後が区別できるように別の色で明示する。
 - ・規格値の範囲外については、-100%～+100%の範囲とは別の色で明示する。
 - ・発注者の求めに応じて規格値の50%以内に収まっている計測点の個数、規格値の80%以内に収まっている計測点の個数について図中の任意の箇所に明示できることが望ましい。
 - ・規格値が正負いずれかしか設定されていない工種についても、正負を逆転した側にも規格値が存在するものとして表示することが望ましい。

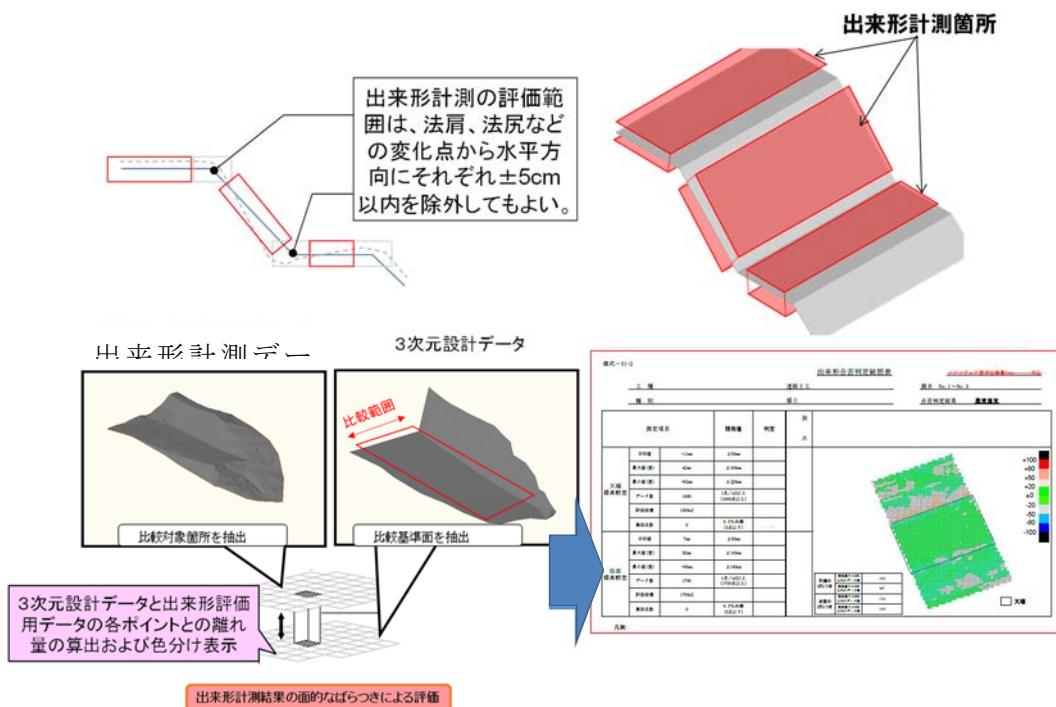


図 1-9 面的な出来形管理分布図のイメージ

1－2－6 工事基準点の設置

本管理要領に基づく出来形管理で利用する工事基準点は、監督職員に指示を受けた基準点を使用して設置する。

出来形管理で利用する工事基準点の設置にあたっては、国土交通省公共測量作業規程に基づいて実施し、測量成果、設置状況と配置箇所を監督職員に提出して使用する。

【解説】

T S (ノンプリズム方式)による出来形管理では、現場に設置された工事基準点を用いて3次元座標値を取得し、この座標値から幅、長さ等を算出する。このため、出来形の計測精度を確保するためには、現場内に4級基準点または、3級水準点と同等以上として設置した工事基準点の精度管理が重要である。工事基準点の精度は、「国土交通省公共測量作業規程」の路線測量を参考にし、これに準じた。

工事基準点の設置に際し、受注者は、監督職員から指示を受けた基準点を使用することとする。なお、監督職員から受注者に指示した4級基準点及び3級水準点（山間部では4級水準点を用いてもよい）、もしくはこれと同等以上のものは、国土地理院が管理していないなくても基準点として扱う。

工事基準点の設置時の留意点としては、「1－4－3 T S (ノンプリズム方式)による出来形計測」に記述する出来形計測が効率的に実施できる位置にT S (ノンプリズム方式)の設置が可能なように、現場内に出来形管理に利用可能な工事基準点を複数設置しておくことが有効である。

第3節 TS（ノンプリズム方式）による工事測量

1-3-1 起工測量

1) 起工測量の実施

受注者は、設計照査のために伐採後の地盤の地形測量を実施する。管理断面及びそれ以外の任意の測点における断面について、地形変化点の座標を取得する。断面上ではなくランダムに地形の形状を取得する場合は 0.25m^2 ($50\text{cm} \times 50\text{cm}$ メッシュ)あたり1点以上とする。なお、起工測量のその他の実施事項は、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」を準用するが、「1) TS（ノンプリズム方式）の設置」については、当該規定によらなくてもよい。

2) 起工測量計測データの作成

受注者は、TS（ノンプリズム方式）で計測した現況地形の計測点群データから不要な点を削除し、TINで表現される起工測量計測データを作成する。データ処理方法は、「1-2-3 点群処理ソフトウェア」の手順を参照されたい。

【解説】

本管理要領では、着工前の現場形状を把握するための起工測量をTS（ノンプリズム方式）を用いて実施する。面的なデータを使用した設計照査を実施する際は、当該工事の設計形状を示す3次元設計データについて、監督職員との協議を行い、設計図書として位置付ける。

1) 起工測量の実施

管理断面及びそれ以外の任意の測点における断面について、地形変化点の座標を取得する。断面上ではなくランダムに地形の形状を取得する場合はその計測密度は 0.25m^2 ($50\text{cm} \times 50\text{cm}$ メッシュ)あたり1点以上とする。その他の実施事項及び作業上の留意点については、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」を参照されたい。また、TS（ノンプリズム方式）の設置位置の計測については、GNSSローバーの利用も可能とするが、この計測精度が起工測量全体の精度に影響するため、第5章「GNSSによる観測値の点検手順書及び点検記録簿」を参考に平面座標 $\pm 20\text{mm}$ 以内、標高差 $\pm 30\text{mm}$ 以内であることを確認する。

2) 起工測量計測データの作成

受注者は、計測した点群座標の不要点削除が終了した計測点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。自動でTINを配置した場合に、現場の地形と異なる場合は、TINの結合方法を手動で変更してもよい。また、管理断面間隔より狭い範囲においては、点群座標が存在しない場合は、数量算出において平均断面法と同等の計算結果が得られるようにTINで補間してもよいものとする。

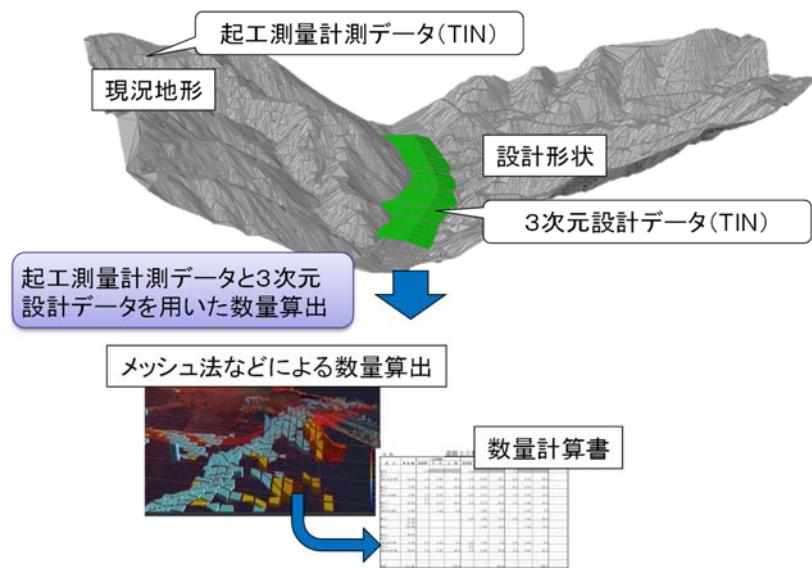


図 1-10 設計照査のための数量算出イメージ

1-3-2 岩線計測

1) 岩線計測の実施

受注者は、設計変更のために必要に応じて岩質の境界面について地形測量を実施する。管理断面及びそれ以外の任意の測点における断面について、岩質変化箇所の座標を取得する。断面上ではなく境界面の形状を直接取得する場合は計測密度は0.25m²(50cm×50cmメッシュ)あたり1点以上とする。なお、岩線形測のその他の実施事項は、「1-3-1 起工測量」を準用する。

2) 岩線計測データの作成

受注者は、T S(ノンプリズム方式)で計測した岩線の計測点群データから不要な点を削除し、T I Nで表現される岩線計測データを作成する。データ処理方法は、「1-2-3 点群処理ソフトウェア」の手順を参照されたい。

【解説】

本管理要領では、岩区分の境界を把握するための岩線計測をT S(ノンプリズム方式)を用いて実施する。面的なデータを使用した設計変更の根拠資料とする際には、当該工事の設計形状を示す3次元設計データについて、監督職員との協議を行い、設計図書として位置付ける。

1) 岩線計測の実施

管理断面及びそれ以外の任意の測点における断面について、岩質変化箇所の座標を取得する。境界面を露出させるなど、境界面の形状を直接取得できる状況で、断面上ではなくランダムに地形の形状を取得する場合には、その計測密度は0.25m²(50cm×50cmメッシュ)あたり1点以上とする。その他の実施事項及び作業上の留意点については、「1-4-3 T S(ノンプリズム方式)による出来形計測」を参照されたい。また、T S(ノンプリズム方式)の設置位置の計測については、G N S Sローバーの利用も可能とするが、この計測精度が起工測量全体の精度に影響するため、第5章「G N S Sによる観測値の点検手順書及び点検記録簿」を参考に平面座標±20mm以内、標高差±30mm以内であることを確認する。

2) 岩線計測データの作成

受注者は、計測した点群座標の不要点削除が終了した計測点群データを対象にT I Nを配置し、岩線計測データを作成する。自動でT I Nを配置した場合に、現場の出来形計測と異なる場合は、T I Nの結合方法を手動で変更してもよい。また、管理断面間隔より狭い範囲においては、点群座標が存在しない場合は、数量算出において平均断面法と同等の計算結果が得られるようにT I Nで補間してもよいものとする。

岩線計測データのもととなる計測点群データについては、下記図に示すように、別の計測日の計測点群データをそれぞれ重畳して1つの岩線計測データを作成してもよい。

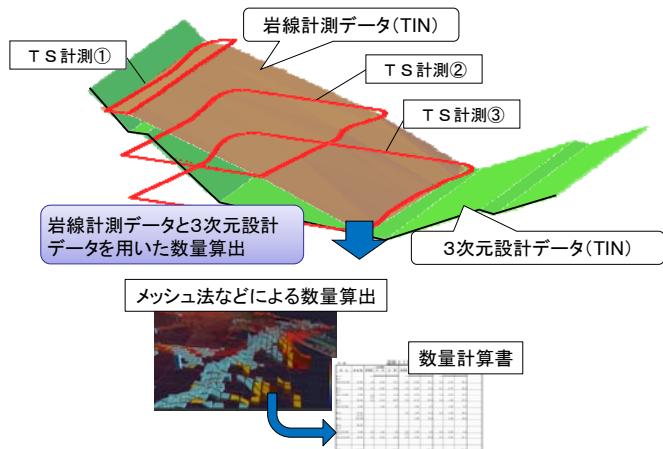


図 1-1-1 設計変更（岩区分）のための数量算出イメージ

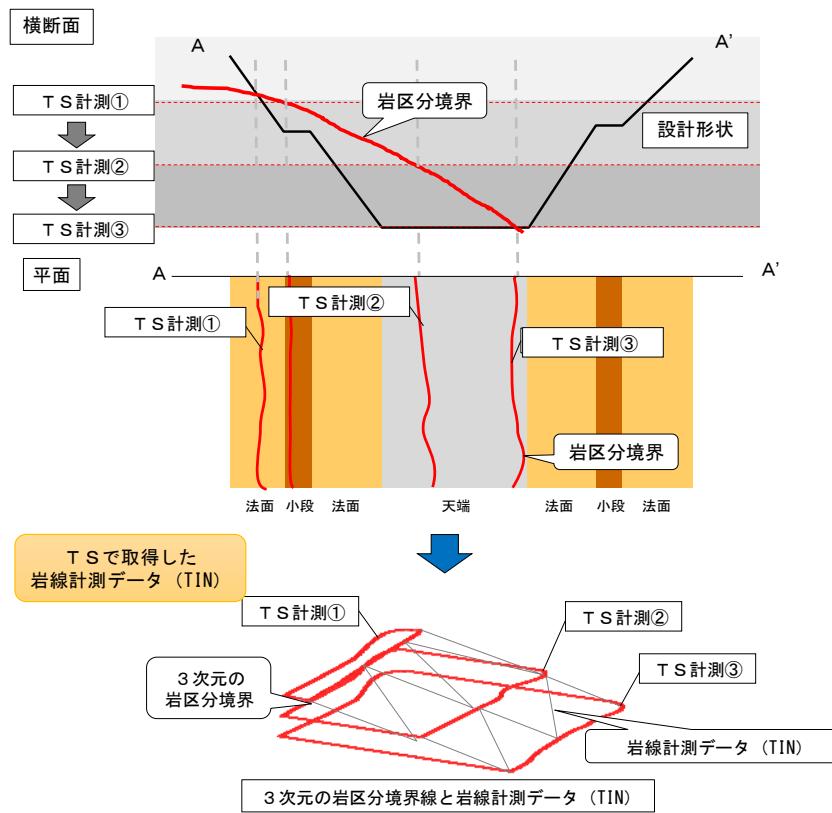


図 1-1-2 TS（ノンプリズム方式）で取得する岩区分境界のイメージ

1－3－3 部分払い用出来高計測

1) 部分払い出来高計測の実施

受注者は、出来高部分払い方式を選択した場合で、簡便な数量算出方法としてT S（ノンプリズム方式）による地形測量を利用できる。この場合、出来高計測の実施事項は「1－3－1 起工測量」を準用することを基本とするが、簡便な数量算出方法として、計測に基づく算出値を100%計上しない場合、測定精度は20cm以内とし、計測密度は0.25m²（50cm×50cm メッシュ）あたり1点以上とする。このときの部分払い出来高算出結果については、算出値の9割を上限に計上してもよいこととする。

【解説】

出来高部分払いについては、精度を落として算出数量を控除してでも、簡便な方法を望む意見があり、精度確認方法のみ規定することとした。算出値の9割の根拠はH27実験値による。

第4節 TS（ノンプリズム方式）による出来形管理

1-4-1 3次元設計データの作成

受注者は、発注者から貸与された設計図書（平面図、縦断図、横断図等）や線形計算書等を基に3次元設計データを作成する。

【解説】

受注者は、出来形管理で利用する工事基準点、平面線形、縦断線形、出来形横断面形状の設定を行い、出来形評価用データとの比較が可能な3次元設計データの作成を行う。以下に、3次元設計データ作成時の留意事項を示す。

1) 準備資料

3次元設計データの作成に必要な準備資料は、設計図書の平面図、縦断図、横断図等と線形計算書等である。準備資料の記載内容に3次元設計データの作成において不足等がある場合は、監督職員に報告し資料提供を依頼する。また、隣接する他工事との調整も必要に応じて行うこと。

2) 3次元設計データの作成範囲

3次元設計データの作成範囲は、工事起点から工事終点及びその外縁に線形要素の起終点がある場合はその範囲までとし、横断方向は構築物と地形との接点までの範囲とする。設計照査段階で取得した現況地形が発注図に含まれる現況地形と異なる場合、及び余盛りや法面保護堤（盛土法肩部に法面の雨水侵食防止のために構築する小堤）等を実施する場合については、監督職員との協議を行い、その結果を3次元設計データの作成に反映させる。

3) 3次元設計データの要素データ作成

3次元設計データの作成は、設計図書（平面図、縦断図、横断図）と線形計算書に示される情報から幾何形状の要素（要素の始点や終点の座標・半径・クロソイドパラメータ・縦断曲線長、横断形状等）を読み取って、作成する。

出来形横断面形状の作成は、TS（ノンプリズム方式）計測を実施する範囲で全ての管理断面及び断面変化点（拡幅などの開始・終了断面や切土から盛土への変更する断面）について作成する。3次元設計データの作成にあたっては、設計図書を基に作成したデータが出来形の良否判定の基準となる事から、当該工事の設計形状を示すデータについて、監督職員の承諾なしに変更・修正を加えてはならない。

4) 3次元設計データ（TIN）の作成

入力した要素データを基に面的な3次元設計データ（TIN）を作成する。TINは三角形の平面の集合体であるため、曲線部では管理断面の間を細かい断面に分割して3次元設計データ化する必要がある。このため、線形の曲線区間においては必要に応じて横断形状を作成した後にTINを設定する（例えば、間隔5m毎の横断形状を作成した後にTINを設定する）。

5) 地形情報

T S (ノンプリズム方式) 等による起工測量結果を3次元設計データ作成ソフトウェアに読み込み、作成した3次元設計データと重畠し比較した上で、盛土及び切土と地形の擦付け部分が発注図に含まれる現況地形と異なる場合については、監督職員との協議を行い、その結果を3次元設計データの作成に反映させる。

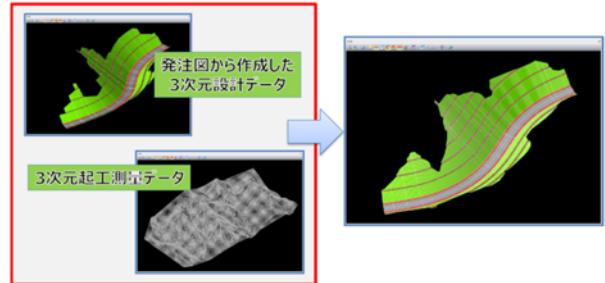


図 1-13 データの重畠のイメージ

6) 数量算出

作成した3次元設計データは、契約図書として位置付けられるものであるため、数量を再計算しておく必要がある。3次元設計データに基づく数量計算結果が当初数量と変更があった場合は、設計変更の対象となる。工事数量の算出方法は「1-5-2 数量算出」を参照のこと。

7) 積算区分の境界情報

数量算出に3次元設計データを利用する場合には、積算区分の境界面について、岩線計測データ等の面データを作成する。管理断面間隔より十分狭い範囲においては、T I Nで補間してもよいものとする。

8) 設計変更について

設計変更で設計形状に変更があった場合は、その都度、3次元設計データを編集し変更を行う。このとき、最新の3次元設計データの変更理由、変更内容、変更後の3次元設計データファイル名は確実に管理しておくこと。

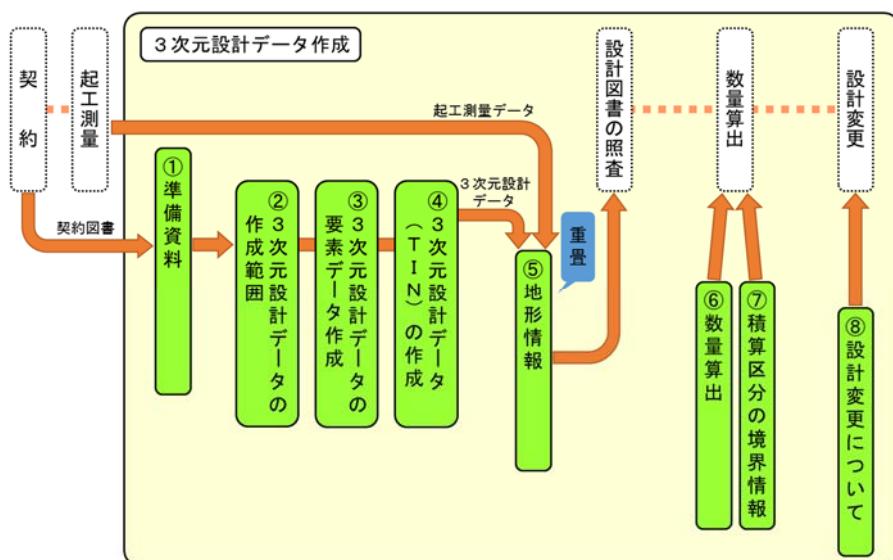


図 1-14 3次元設計データの流れ

1-4-2 3次元設計データの確認

受注者は、3次元設計データの作成後に、3次元設計データの以下の1)～5)の情報について、設計図書（平面図、縦断図、横断図等）や線形計算書等と照合するとともに、監督職員に3次元設計データチェックシートを提出する。また、設計図書を基に作成した3次元設計データが出来形の良否判定の基準となることから、監督職員との協議を行い、作成した3次元設計データを設計図書として位置付ける。

- 1) 工事基準点
- 2) 平面線形
- 3) 縦断線形
- 4) 出来形横断面形状
- 5) 3次元設計データ

【解説】

3次元設計データの間違いは出来形管理に致命的な影響を与えるので、受注者は3次元設計データが設計図書と照合しているかの確認を必ず行うこと。

3次元設計データの照合とは、3次元設計データが設計図書を基に正しく作成されているものであることを確認することである。3次元設計データと設計図書の照合結果については、本管理要領のチェックシート及び照査結果資料（道路工事においては線形計算書、河川工事においては法線の中心点座標リスト、その他共通の資料として平面図、縦断図、横断図のチェック入り）（第2編 第2章 及び 第3章参考）に記載する。

また、受注者は、前述の資料の他、3次元設計データと設計図書との照合のための資料を整備・保管するとともに、監督職員から3次元設計データのチェックシートを確認するための資料請求があった場合は、確認できる資料を提示するものとする。

さらに、設計変更等で設計図書に変更が生じた場合は、3次元設計データを変更し、確認資料を作成する。

確認項目を以下に示す。照合は、設計図書と3次元設計データ作成ソフトウェアの入力画面の数値または出力図面と対比して行う。

1) 工事基準点

工事基準点は、名称、座標を事前に監督職員に提出している工事基準点の測量結果と対比し、確認する。

2) 平面線形

平面線形は、線形の起終点、各測点及び変化点（線形主要点）の平面座標と曲線要素について、平面図及び線形計算書と対比し、確認する。

3) 縦断線形

縦断線形は、線形の起終点、各測点及び変化点の標高と曲線要素について、縦断図と対比し、確認する。

4) 出来形横断面形状

出来形横断面形状は、出来形形状の幅（小段幅も含む）、基準高、法長を対比し、確認する。設計図書に含まれる全ての横断図について対比を行うこと。確認方法は、ソフトウェア画面上で対比し、設計図書の寸法記載箇所にチェックを記入する方法や、3次元設計データから横断図を作成し、設計図書と重ね合わせて確認する方法等を用いて実施する。

5) 3次元設計データ

T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の該当区間の3次元設計データの入力要素（工事基準点、中心線形データや横断形状データ）と3次元設計データ（T I N）を重畠し、同一性が確認可能な3次元表示した図を提出する。

1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測

受注者は、TS（ノンプリズム方式）を設置し、出来形計測を行う。

1) TS（ノンプリズム方式）の設置

TS（ノンプリズム方式）は、計測対象範囲に対して正対して計測できる位置を選定する。また、計測範囲に対して1回の計測で不可視となる範囲がある場合は、不可視箇所等を補間できる計測位置を選定する。

2) TS（ノンプリズム方式）計測

1m²（平均投影面積）あたり1点以上の出来形評価用データを直接計測する。

出来形計測の実施にあたっては、精度確認試験の確認距離内とする。

ただし、器械設置時はプリズムを用いた計測を行うこととし、TS（プリズム方式）における制限距離以内での計測を行う。

【解説】

TS（ノンプリズム方式）による計測では、対象物とTS（ノンプリズム方式）の位置関係により計測精度に違いが生じる。このため、精度の高い計測結果を得るためにには精度の低下要因となる計測条件を可能な限り排除する計測計画が重要となる。

1) TS（ノンプリズム方式）の配置

TS（ノンプリズム方式）と被計測対象の位置関係は、被計測対象となる範囲の全てが精度確認試験で確認した最大距離以内となる範囲を設定する。1回の計測で精度確認試験以上となる範囲がある場合は、設置箇所を複数回に分けて実施すること。

TS（ノンプリズム方式）の設置・計測に係わる留意点を以下に示す。

- ・ TS（ノンプリズム方式）が水平に設置されていること。
- ・ 出来形計測点を効率的に取得できる位置にTS（ノンプリズム方式）を設置すること。
- ・ TS（ノンプリズム方式）と被計測対象物ができるだけ正対したうえで工事基準点上に設置すること。なお、工事基準点上の設置によりがたい場合は、後方交会法による任意の未知点への設置を認めているので、詳細は各節の「TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」の記載を参照されたい。
- ・ 計測中に器械が動かないように確実に設置すること。
- ・ 工事基準点は、3次元設計データに登録されている点を用いること。
- ・ 器械高の入力ミスなどの単純な誤りが多いので、注意すること。
- ・ TS（ノンプリズム方式）と工事基準点の距離が近いと、方位の算出誤差が大きくなるので注意すること。

2) 出来形計測の留意点

① 計測密度設定の留意点

出来形計測を行う場合は、TS（ノンプリズム方式）と計測対象範囲の位置関係を事前に確認し、出来形評価用データが、点密度で1m間隔以内（1点/m²以上）で概ね等間隔で得られるよう計測する。

② 測定時の留意点

T S (ノンプリズム方式) の計測では、計測対象範囲に作業員や仮設構造物、建設機械などが配置されている場合は、地形面のデータが取得できない。このため、可能な限り出来形の地形面が露出している状況での計測を行う。また、次のような条件では適正な計測が行えないで十分気をつけること。

- ・雨や霧、雪など反射光が乱反射してしまうような気象
- ・強風などで土埃などが大量に舞っている場合
- ・草や木などで地面が覆われている場所

1-4-4 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所

本管理要領に基づく出来形計測範囲は、「2-1-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所」及び「2-2-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所」を参照されたい。

【解説】

詳細は、各節に記載の「TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所」の記載を参照されたい。

第5節 出来形管理資料の作成

1-5-1 出来形管理資料の作成

受注者は、3次元設計データと出来形評価用データを用いて、本管理要領で定める以下の出来形管理資料を作成する。作成した出来形管理資料は監督職員に提出すること。

1) 出来形管理図表

3次元設計データと出来形評価用データを用いて、設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ等の出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差の平均値等）と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを表した分布図を整理した帳票、もしくは属性情報として出来形管理基準上の管理項目の計算結果を表示できる3次元モデルのビューアファイルを作成する。出来形確認箇所（平場、天端、法面（小段含む））ごとに作成する。

【解説】

出来形管理資料とは、出来形管理基準の管理項目に対する測定結果をとりまとめたものであり、作成例を図に示す。受注者は、出来形管理資料を「出来形帳票作成ソフトウェア」により作成すること。「出来形帳票作成ソフトウェア」は、本管理要領が対象とする工種について本管理要領で定める帳票を自動作成、保存、印刷ができるものとする。

1) 出来形管理図表

3次元設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ（標高較差あるいは水平較差）により出来形の良否判定を行う。出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差あるいは水平較差の平均値及び最大較差等）と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを評価範囲の平面上にプロットした分布図を明示したこと。

出来形管理基準上の管理項目から出来形の良否を評価する情報として、

- ・平均値（算出結果と規格値（当該部位の平均値に対する規格値）及び良否評価結果）：棄却点を除く平均値
- ・最大値（算出結果と規格値（当該部位の個々の計測値に対する規格値）及び良否評価結果）：棄却点を除く最大
- ・最小値（算出結果と規格値（当該部位の個々の計測値に対する規格値）及び良否評価結果）：棄却点を除く最小
- ・データ数（算出結果と規格値（計測密度下限値と評価面積から計算）及び良否評価結果）：棄却点を含む全データ数
- ・評価面積
- ・棄却点数（規格値を外れたデータ個数と規格値（データ数の0.3%以内）及び良否結果）：全棄却点数

を表形式で整理する。良否評価結果については、規格値を外れている場合は「異常値有」等の表現にて明示する。また、出来形が不合格の場合においては、不合格の内容が各項目で確認できるよう表示すること。

出来形確認箇所（平場、天端、法面（小段含む））ごとに作成する。分布図が具備すべき情報としては、以下のとおりとする。

- 離れの計算結果の規格値に対する割合を示すヒートマップとして-100%～+100%の範囲で出来形評価用データのポイント毎に結果を示す色をプロットとともに、色の凡例を明示
 - ±50%の前後、±80%の前後が区別できるように別の色で明示
 - 規格値が正負いずれかしか設定されていない工種についても、正負を逆転した側にも規格値が存在するものとして表示することが望ましい。
 - 規格値の範囲外については、-100%～+100%の範囲とは別の色で明示
 - 発注者の求めに応じて規格値の50%以内に収まっている計測点の個数、規格値の80%以内に収まっている計測点の個数について図中の任意の箇所に明示できることが望ましい。標高較差は、各ポイントの標高値と、平面座標と同じ設計面上の設計標高値との差分として算出し、水平較差は、当該ポイントを含み、かつ「法面や構造物の位置をコントロールする線形」に直交する平面上で設計面の横断を見たとき、当該ポイントと同一標高値の横断上の点との距離として算出する。
- ここで「法面や構造物の位置をコントロールする線形」とは、道路中心、幅員中心、堤防法線、並びに法肩や法尻及び道路端部を結ぶ線形のことをいう。
- 電子検査において、属性情報により本様式の表示内容を満足するビュワー付き3次元モデルファイルによる納品に代えることもできる。いずれの場合も、従来の出来形管理図表（様式3-1）の提出に代えることができる。

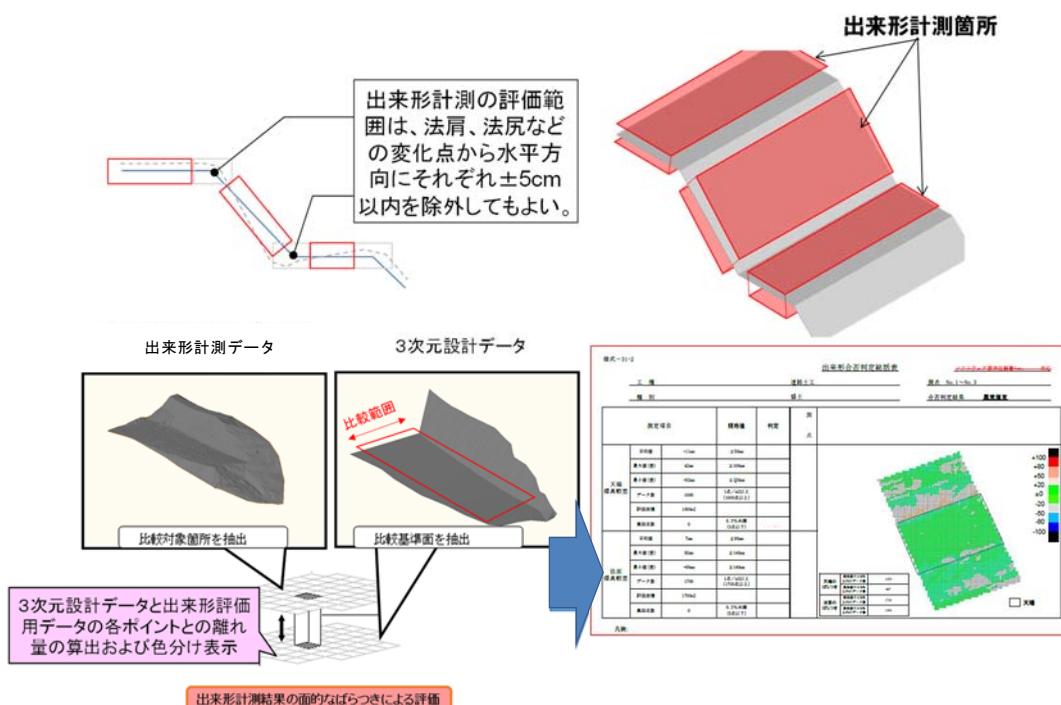
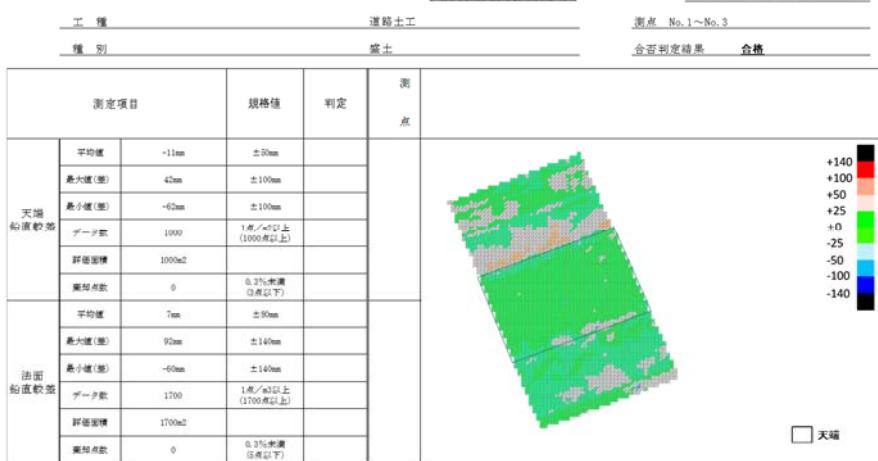


図 1-15 出来形管理図表 作成の流れ



凡例:

図 1-16 出来形管理図表 作成例（合格の場合）



凡例:

図 1-17 出来形管理図表 作成例（異常値有の場合）

1-5-2 数量算出

出来形計測と同位置において、施工前あるいは事前の地形データがT S（ノンプリズム方式）等で計測されており、契約条件として認められている場合は、T S（ノンプリズム方式）による出来形計測結果を用いて出来高数量の算出を行うことができる。

【解説】

受注者は、T S（ノンプリズム方式）による点群データを基に平均断面法または、3次元C A Dソフトウェア等を用いた方式により数量算出を行うことができる。

数量計算方法については、監督職員と協議を行うこととし、3次元設計データや出来形計測データ等の面データから3次元C A Dソフトウェア等を用いた方式による主な体積算出方法は以下の標準とする。

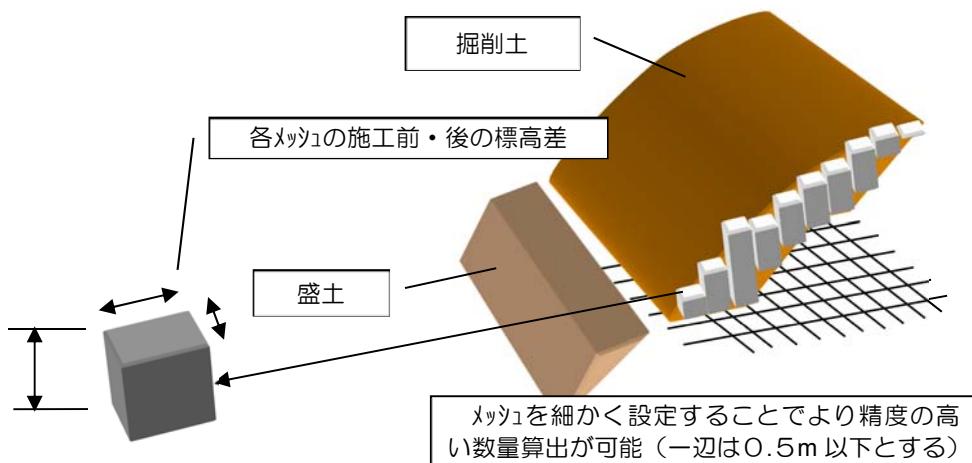


図 1-18 点高法による数量算出の条件と適用イメージ

① 点高法

現況地形や出来形測量結果等の（出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ）からなる2つの面に重ね合わせたメッシュ（等間隔）交点で標高を算出し、標高差にメッシュ間隔の面積を乗じたものを総和したもの。メッシュ間隔は50cm以内とし、標高差の算出としては、以下の方法が挙げられる。

- 四点平均法：メッシュ交点の四隅の標高差を平均する方法（下図のとおり）
- 1点法：メッシュ交点を中心とする辺長がメッシュ間隔の正方形を底面とし、当該メッシュ交点の標高差を乗じて算出する方法

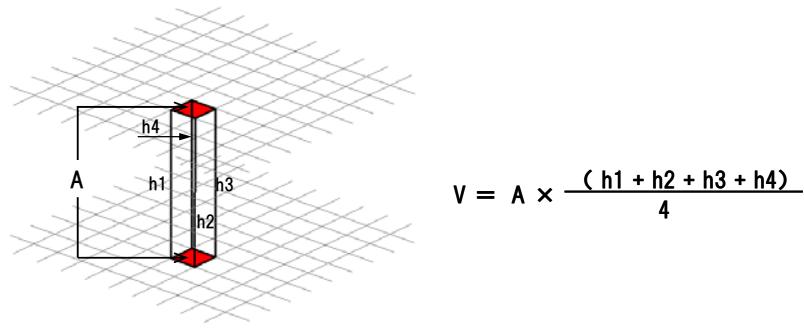


図 1-19 点高法による数量算出

② TIN分割等を用いた求積

現況地形や出来形計測結果等（出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ）からそれぞれの面データとしてTINからなる面データを作成したうえで、ある一定の標高値にてDL面（標高基準面）を設定し、各TINの水平面積と、TINを構成する各点からDL面までの高低差を求めて三角形毎に平均し、その平均高低差と平面積を乗じた体積を総和したものである。

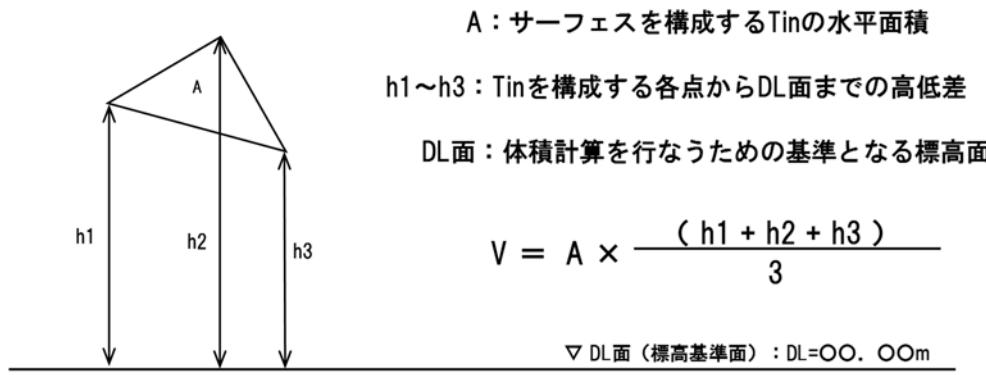


図 1-20 TIN分割等を用いた求積による数量算出

③ プリズモイダル法

現況地形や出来形計測結果等（出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ）からそれぞれの面データとしてTINからなる面データを作成し、面データのポイントの位置を互いの面データに投影し、各面データは本来の自身が持つポイントと相手のポイントを合わせたポイント位置により新たな三角網が形成され、この三角網の結節点の位置での標高差に基づき複合した面データの標高を計算する。面データの各TINを構成する点をそれぞれの面データに投影すると、各面データに同じ水平位置で標高の異なる点が作成される。その作成された点で再度面データを構築し、三角形水平面積と高低差を乗じた体積を総和したもの。

上部サーフェスおよび下部サーフェスの TIN エッジを組み合わせて
複合サーフェスが作成される

TIN ラインが交差する部分には、複合サーフェスを作成するための
TIN ラインが新たに追加される

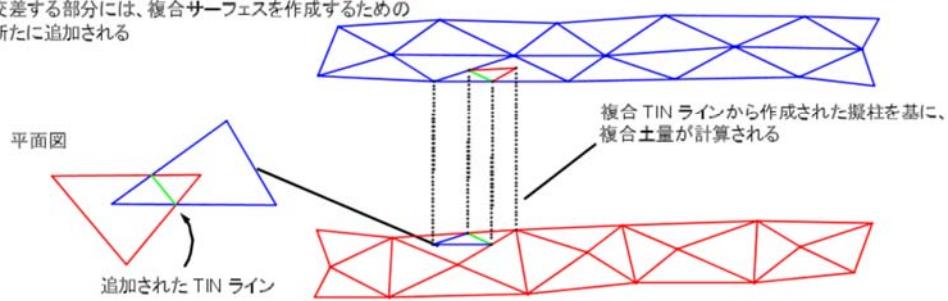


図 1-2-1 プリズモイダル法による数量算出

1－5－3 電子成果品の作成規定

本管理要領に基づいて作成する電子成果品は、以下のとおり。

- ・3次元設計データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））
- ・出来形管理資料（出来形管理図表（PDF）または、ビュワー付き3次元データ）
- ・TS（ノンプリズム方式）による出来形評価用データ（CSV、LandXML、LAS等のポイントファイル）
- ・TS（ノンプリズム方式）による出来形計測データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））
- ・TS（ノンプリズム方式）による計測点群データ（CSV、LandXML、LAS等のポイントファイル）
- ・工事基準点（CSV、LandXML、SIMA等のポイントファイル）

電子成果品は、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「ICON」フォルダに格納する。

格納するファイル名は、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理資料が特定できるように記入する。

【解説】

本管理要領の電子成果品の作成規定は、「工事完成図書の電子納品等要領」の規定の範囲内で定めている。本管理要領で規定する以外の事項は、「工事完成図書の電子納品等要領」による。

1) ファイル名の命名

本管理要領に基づいて作成した電子成果品が特定できるようにするために、「ICON」フォルダに計測機器の名称を記したサブフォルダを作成し、格納するファイル名は、表1－1に示す内容を必ず記入すること。サブフォルダの名称は、表1－1の計測機器に記載の名称を利用するここと。

欠測補間として他の計測機器で計測したデータを合成した場合は、主となる計測機器の名称を用いる。

表 1-1 ファイルの命名規則

計測機器番号	整理番号	画面種類	番号	改訂履歴	内容	記入例
TSN 0	DR	001～	0～Z	・3次元設計データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））		TSNODR001Z. 拡張子
TSN 0	CH	001～	—	・出来形管理資料（出来形管理図表（PDF）または、ビュワー付き3次元データ）		TSNOCH001. 拡張子
TSN 0	IN	001～	—	・TS（ノンプリズム方式）による出来形評価用データ（CSV、LandXML、LAS等のポイントファイル）		TSN0IN001. 拡張子
TSN 0	EG	001～	—	・TS（ノンプリズム方式）による起工測量計測データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））		TSNOEG001. 拡張子
TSN 0	SO	001～	—	・TS（ノンプリズム方式）による岩線計測データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））		TSNOS0001. 拡張子
TSN 0	AS	001～	—	・TS（ノンプリズム方式）による出来形計測データ（LandXML等のオリジナルデータ（TIN））		TSNOAS001. 拡張子
TSN 0	GR	001～	—	・TS（ノンプリズム方式）による計測点群データ（CSV、LandXML、LAS等のポイントファイル）		TSN0GR001. 拡張子
TSN 0	PO	001～	—	・工事基準点（CSV、LandXML、SIMA等のポイントファイル）		TSN0PO001. 拡張子

2) データ形式

計測点群データをテキストファイルで納品する場合は、別途定める「航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマ（平成26年国土地理院）」と同様の記述順とし、「地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（平成26年度国土地理院）」に沿って、データ内容及び構造、参照系を示した文書（PDF）で付すこと。

航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマによると、データレコード構成の記述順は以下のとおりとなる。

ファイル構造：Idn, xn, yn, zn, An

Idn : ID 番号 (Id)

xn : 計測点座標値 (x) . . . 本管理要領では m 単位で mm まで記載

yn : 計測点座標値 (y) . . . 本管理要領では m 単位で mm まで記載

zn : 標高値 (z) . . . 本管理要領では m 単位で mm まで記載

An : 地表面属性値 (A) . . . メッシュデータの場合のみ、格子間隔内にグラウンドデータが存在する場合は 1、しない場合は 0 を記載

3) データ内容及び構造、参照系を示した文書

2) について 記述順を変える場合や、レコード構成を省略する場合は、地理空間データ製品仕様書作成マニュアルに沿って作成された航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマを参考に、データレコード構成を説明する文書を PDF で作成すること。

4) 数量算出

数量算出に利用した場合は、以下についても電子成果品として提出すること。

- ・起工測量時の計測点群データ (CSV、LandXML、LAS ファイル等のポイントファイル)
- ・起工測量計測データ (LandXML ファイル等の TIN ファイル)
- ・岩線を計測した計測点群データ (CSV、LandXML、LAS ファイル等のポイントファイル)
- ・岩線計測データ (LandXML ファイル等の TIN ファイル)

第6節 管理基準及び規格値等

1－6－1 出来形管理基準及び規格値

本管理要領に基づく出来形管理基準及び規格値は、「2－1－4　出来形管理基準及び規格値」及び「2－2－4　出来形管理基準及び規格値」を参照されたい。

【解説】

詳細は、各節に記載の「出来形管理基準及び規格値」の記載を参照されたい。

1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1) 写真管理項目（撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度）

工事写真の撮影管理項目は、「2-1-5 品質管理及び出来形管理写真基準」または「2-2-5 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照されたい。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)による。

2) 撮影方法

撮影にあたっては、次の項目を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 出来形計測範囲（始点側測点～終点側測点）

【解説】

工種に限定した記載事項については、各節に記載の「出来形管理写真基準」を参照されたい。現行の「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)では、工事写真の撮影方法として、被写体として写しこむ小黒板に①工事名、②工種等、③測点（位置）、④設計寸法、⑤実測寸法、⑥略図の必要事項を記載することとしている。出来形管理写真では、設計寸法と実測寸法の対比を行い、出来形の確認ができるよう撮影されている。

T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の写真撮影方法は、①工事名、②工種等、③出来形計測範囲（始点測点～終点測点・左右の範囲）を小黒板に記載し、設計寸法、実測寸法、略図は省略してもよい。

第2章 土工

第1節 道路土工

2-1-1 適用の範囲

道路土工のうち掘削工、路体盛土工、路床盛土工におけるTS（ノンプリズム方式）による出来形管理に適用する。

【解説】

1) 適用工種

適用工種を現行の土木工事施工管理基準における分類で示すと、表2-1のとおりである。

表 2-1 適用工種区分

編	章	節	工種
共通編	土工	道路土工	掘削工
			路体盛土工
			路床盛土工

(土木工事施工管理基準の工種区分より)

2-1-2 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測

本管理要領に基づく出来形計測方法は、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」を参照されたい。また、1回の計測距離については、事前に実施する精度確認の範囲内であること。

【解説】

詳細は、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」の記載を参照されたい。

2-1-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所

TS（ノンプリズム方式）による出来形管理における出来形計測箇所は、図2-1に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は評価から外してもよい。計測範囲は、3次元設計データに記述されている管理断面の始点から終点とし、全ての範囲で1mメッシュに1点以上の出来形座標値を取得すること。

3次元データによる出来形管理において、土工部の法肩、法尻や変化点又は現地地形等の摺り合わせが必要な箇所など土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）によらない場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とすることができる。

なお、出来形評価を経ずに出来形計測結果を数量算出に用いる範囲においては、1mメッシュに1点以上の計測に加えて、法肩、法尻の変化点を追加的に計測すること。

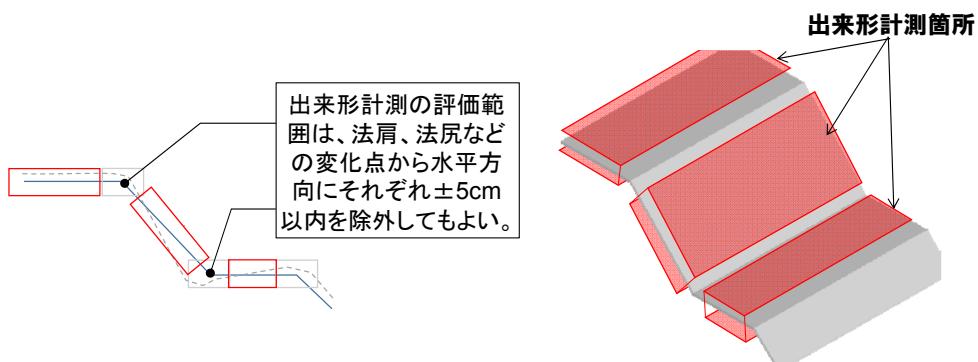


図 2-1 出来形計測箇所

【解説】

上図に示すとおり、TS（ノンプリズム方式）による出来形管理で計測する3次元座標は、平面面、天端面、法面（小段含む）の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形計測データを作成する。

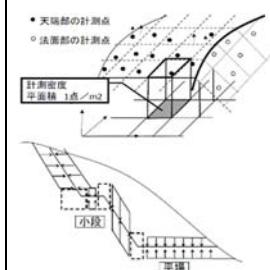
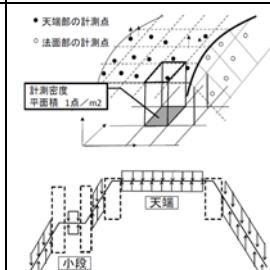
また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができ、小段自体の出来形管理は省略してもよい。このとき、小段を挟んだ両側の法面は、連続とみなしてもよいし、別の法面として評価してもよい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は、TS（ノンプリズム方式）が、法肩、法尻の変化点を取得しやすいことを鑑み、本規定により、評価範囲内、外のどちらとしてもさしつかえない。

2-1-4 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は表2-2のとおりとし、測定値はすべて規格値を満足しなくてはならない。

表 2-2 出来形管理基準及び規格値

工種	測定箇所	測定項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所
			平均値	個々の計測値		
掘削工	平場	標高較差	±50	±150	注1、注2、注3、注4	
	法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160		
路体盛土工 路床盛土工	天端	標高較差	±50	±150	注1、注2、注3、注4	
	法面(小段含む)	標高較差	±80	±190		

注1：個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。

注2：計測は天端面（掘削の場合は平場面）と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または、水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。

注3：法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

注4：評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

【解説】

1) 測定箇所

測定箇所は、現行の土木工事施工管理基準に定められた基準高、法長、幅とは異なり、平場面、天端面、法面（小段含む）の全面の標高較差または、水平較差とする。掘削工の法面の場合、勾配が1割より緩い場合は標高較差で管理するのが望ましい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は標高較差の評価から除く。同様に鉛直方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができる。

2) 測定値算出

① 標高較差の測定値を算出する方法

標高較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの鉛直方向の離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、平場面、天端面、法面（小段含む）の全面で規格値との比較・判定を行う。

② 水平較差の測定値を算出する方法

標高較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの水平方向の離れを用い、平均値や個々の箇所の最大値、最小値を算出し、法面の全面で規格値との比較・判定を行う。

3) 規格値

規格値は、本管理要領の「2-1-4　出来形管理基準及び規格値」に記載されているものを利用することとする。出来形管理基準及び規格値に示される「個々の計測値」は、すべての測定値が規格値を満足しなくてはならない。本管理要領におけるすべての測定値が規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。

また、一連の評価範囲において規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは、規格値の条件の最も厳しい値を採用することとする。

なお、上記「2-1-4　出来形管理基準及び規格値」に示す基準を適用できない場合は、「土木工事施工管理基準（案）」の「1-2-4-2-1掘削工」、「1-2-4-3-1路体盛土工、1-2-4-4-1路床盛土工」に示される出来形管理基準及び規格値によることができる。

4) 測定基準

現行の土木工事施工管理基準の測定基準には「施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所」と定められているが、T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の場合、平場面、天端面、法面（小段含む）全面で計測したデータがあることから、測定基準を「平場面、天端面、法面（小段含む）の全面（1m²（平面投影面積）あたり1点以上）」とし、面的により的確な出来形管理を行うものである。

2-1-5 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1) 写真管理項目（撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度）

工事写真の撮影管理項目は、表2-3のとおりとする。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)による。

2) 撮影方法

撮影にあたっては、「1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照されたい。

表 2-3 写真撮影箇所一覧表*

区分	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度	提出頻度
施工状況	図面との不一致 図面と現地との不一致の写真	計測毎に1回 [発生時]*	代表箇所 各1枚

工種	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度
掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回[掘削中]	代表箇所 各1枚
	法長(法面)	計測毎に1回[掘削後]*	
路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回[巻出し時]	代表箇所 各1枚
	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回[締固め時]	
	法長(法面) 幅(天端)	計測毎に1回[施工後]	

*斜体文字は、TS(ノンプリズム方式)による出来形管理の適用で、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)を適用しない部分

【解説】

参考として、図2-2に写真撮影例を示す。



図 2-2 写真撮影例

第2節 河川・海岸・砂防土工

2-2-1 適用の範囲

河川・海岸・砂防土工のうち掘削工、盛土工におけるTS（ノンプリズム方式）による出来形管理に適用する。

【解説】

1) 適用工種

適用工種を現行の土木工事施工管理基準における分類で示すと、表2-4のとおりである。

表 2-4 適用工種区分

編	章	節	工種
共通編	土工	河川・海岸・砂防土工	掘削工
			盛土工

(土木工事施工管理基準の工種区分より)

2-2-2 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測

本管理要領に基づく出来形計測方法は、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」を参照されたい。また、1回の計測距離については、事前に実施する精度確認の範囲内であること。

【解説】

詳細は、「1-4-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測」の記載を参照されたい。

2-2-3 TS（ノンプリズム方式）による出来形計測箇所

TS（ノンプリズム方式）による出来形管理における出来形計測箇所は、図2-3に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は評価から外してもよい。計測範囲は、3次元設計データに記述されている管理断面の始点から終点とし、全ての範囲で1mメッシュに1点以上の出来形座標値を取得すること。

3次元データによる出来形管理において、土工部の法肩、法尻や変化点又は現地地形等の摺り合わせが必要な箇所など土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）によらない場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とすることができる。

なお、出来形評価を経ずに出来形計測結果を数量算出に用いる範囲においては、1mメッシュに1点以上の計測に加えて、法肩、法尻の変化点を追加的に計測すること。

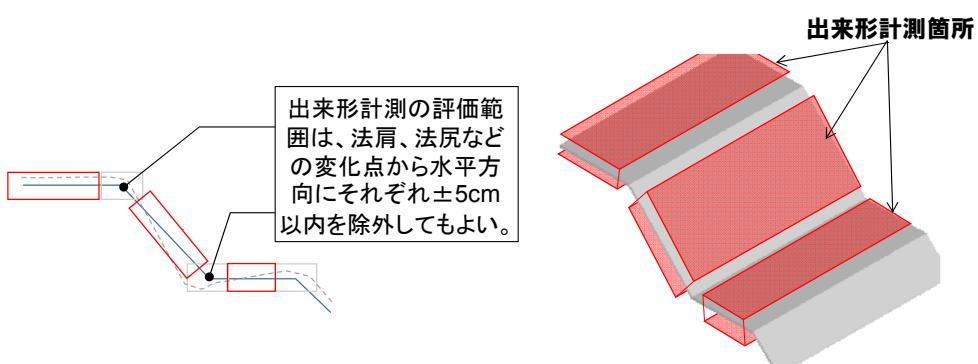


図 2-3 出来形計測箇所

【解説】

上図に示すとおり、TS（ノンプリズム方式）による出来形管理で計測する3次元座標は、平場面、天端面、法面（小段含む）の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形計測データを作成する。

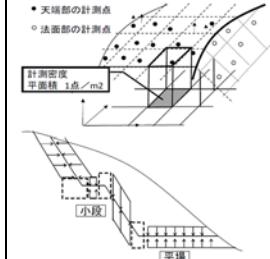
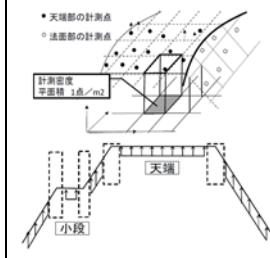
また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができ、小段自体の出来形管理は省略してもよい。このとき、小段を挟んだ両側の法面は、連続とみなしてもよいし、別の法面として評価してもよい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は、TS（ノンプリズム方式）が、法肩、法尻の変化点を取得しやすいことを鑑み、本規定により、評価範囲内、外のどちらとしてもさしつかえない。

2-2-4 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は表2-5のとおりとし、測定値はすべて規格値を満足しなくてはならない。

表 2-5 出来形管理基準及び規格値

工種	測定箇所	測定項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所
			平均値	個々の計測値		
掘削工	平場	標高較差	±50	±150	注1、注2、注3、注4	
	法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160		
盛土工	天端	標高較差	-50	-150	注1、注2、注3、注4	
	法面	4割勾配※	標高較差	-50	-170	
	法面 (小段含む)	4割勾配※		-60	-170	

注1：個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。

注2：計測は天端面（掘削の場合は平場面）と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または、水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。

注3：法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

注4：評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

※ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割と表したもの

【解説】

1) 測定箇所

測定箇所は、現行の土木工事施工管理基準に定められた基準高、法長、幅とは異なり、平場面、天端面、法面（小段含む）の全面の標高較差または、水平較差とする。掘削工の法面の場合、勾配が1割より緩い場合は標高較差で管理するのが望ましい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は標高較差の評価から除く。同様に鉛直方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができる。

2) 測定値算出

① 標高較差の測定値を算出する方法

標高較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの鉛直方向の離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、平場面、天端面、法面（小段含む）の全面で規格値との比較・判定を行う。

② 水平較差の測定値を算出する方法

水平較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの水平方向の離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、法面（小段含む）の全面で規格値との比較・判定を行う。

3) 規格値

規格値は、本管理要領の「2－2－4　出来形管理基準及び規格値」に記載されているものを利用することとする。出来形管理基準及び規格値に示される「個々の計測値」は、すべての測定値が規格値を満足しなくてはならない。本管理要領におけるすべての測定値が規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。

また、一連の評価範囲において規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは、規格値の条件の最も厳しい値を採用することとする。

なお、「2－2－4　出来形管理基準及び規格値」に示す基準を適用できない場合は、「土木工事施工管理基準（案）」の「1－2－3－2－1掘削工」、「1－2－3－3－1盛土工」に示される出来形管理基準及び規格値によることができる。

4) 測定基準

現行の土木工事施工管理基準の測定基準には「施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所」と定められているが、TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の場合、平場面、天端面、法面（小段含む）全面で計測したデータがあることから、測定基準を「平場面、天端面、法面（小段含む）の全面（1m²（平面投影面積）あたり1点以上）」とし、面的により的確な出来形管理を行うものである。

2-2-5 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

- 1) 写真管理項目（撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度）工事写真の撮影管理項目は、表2-6のとおりとする。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」（国土交通省各地方整備局）による。
- 2) 撮影方法
撮影にあたっては、「1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照されたい。

表 2-6 写真撮影箇所一覧表*

区分	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度	提出頻度
施工状況	図面との不一致 図面と現地との不一致の写真	撮影毎に1回 [発生時]*	代表箇所 各1枚

工種	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度
掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回[掘削中]	代表箇所 各1枚
	法長（法面）	計測毎に1回[掘削後]*	
盛土工	巻出し厚	200mに1回[巻出し時]	代表箇所 各1枚
	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回[締固め時]	
	法長（法面） 幅（天端）	計測毎に1回[施工後]*	

*斜体文字は、TS（ノンプリズム方式）による出来形管理の適用で、「写真管理基準(案)」（国土交通省各地方整備局）を適用しない部分

【解説】

参考として、図2-4に写真撮影例を示す。



図 2-4 写真撮影例

第2編 参考資料

第1章 参考文献

- 1) 「土木工事共通仕様書」(国土交通省各地方整備局)
- 2) 「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 3) 「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 4) 「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 5) 「工事完成図書の電子納品等要領」(国土交通省)
- 6) 「国土交通省 公共測量作業規程」(国土交通省)
- 7) 「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）(案)」(国土交通省)

第2章 3次元設計データチェックシート

第1節 道路土工

(様式－1)

平成 年 月 日

工事名：

受注者名：

作成者：印

3次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック結果
1) 基準点及び 工事基準点	全点	・監督職員の指示した基準点を使用しているか？	
		・工事基準点の名称は正しいか？	
		・座標は正しいか？	
2) 平面線形	全延長	・起終点の座標は正しいか？	
		・変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・各測点の座標は正しいか？	
3) 縦断線形	全延長	・線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・曲線要素は正しいか？	
4) 出来形横断面 形状	全延長	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・基準高、幅、法長は正しいか？	
5) 3次元設計 データ	全延長	・入力した2)～4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか？	

※1 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

※2 受注者が監督職員に様式－1を提出した後、監督職員から様式－1を確認するための資料の請求

があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提示するものとする。

- ・工事基準点リスト（チェック入り）
- ・線形計算書（チェック入り）
- ・平面図（チェック入り）
- ・縦断図（チェック入り）
- ・横断図（チェック入り）
- ・3次元ビュー（ソフトウェアによる表示あるいは印刷物）

※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合は、これに替えることができる。

第2節 河川土工

(様式－1)

平成 年 月 日

工事名：

受注者名：

作成者：印

3次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック結果
1) 基準点及び工事基準点	全点	・監督職員の指示した基準点を使用しているか？	
		・工事基準点の名称は正しいか？	
		・座標は正しいか？	
2) 平面線形	全延長	・起終点の座標は正しいか？	
		・変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・各測点の座標は正しいか？	
3) 縦断線形	全延長	・線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・曲線要素は正しいか？	
4) 出来形横断面形状	全延長	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・基準高、幅、法長は正しいか？	
5) 3次元設計データ	全延長	・入力した2)～4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか？	

※1 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

※2 受注者が監督職員に様式－1を提出した後、監督職員から様式－1を確認するための資料の請求があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提示するものとする。

- ・工事基準点リスト（チェック入り）
- ・法線の中心点座標リスト（チェック入り）
- ・平面図（チェック入り）
- ・縦断図（チェック入り）
- ・横断図（チェック入り）
- ・3次元ビュー（ソフトウェアによる表示あるいは印刷物）

※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合は、これに替えることができる。

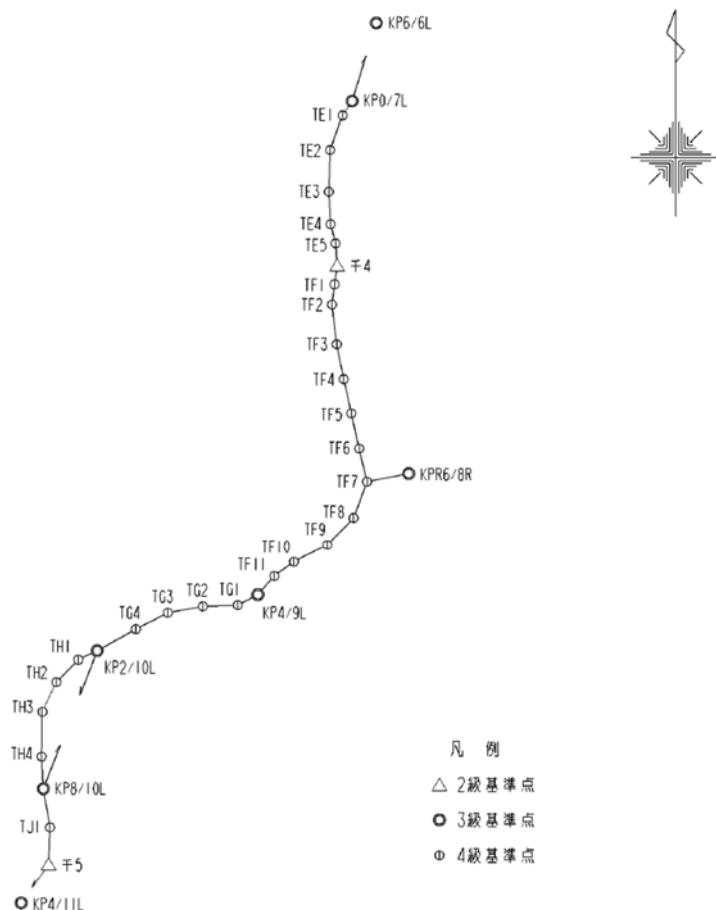
第3章 3次元設計データの照査結果資料の一例

第1節 道路土工

・工事基準点リスト (チェック入り)

4級基準点網図

S=1:25000



基 準 点 成 果 表

世界測地系

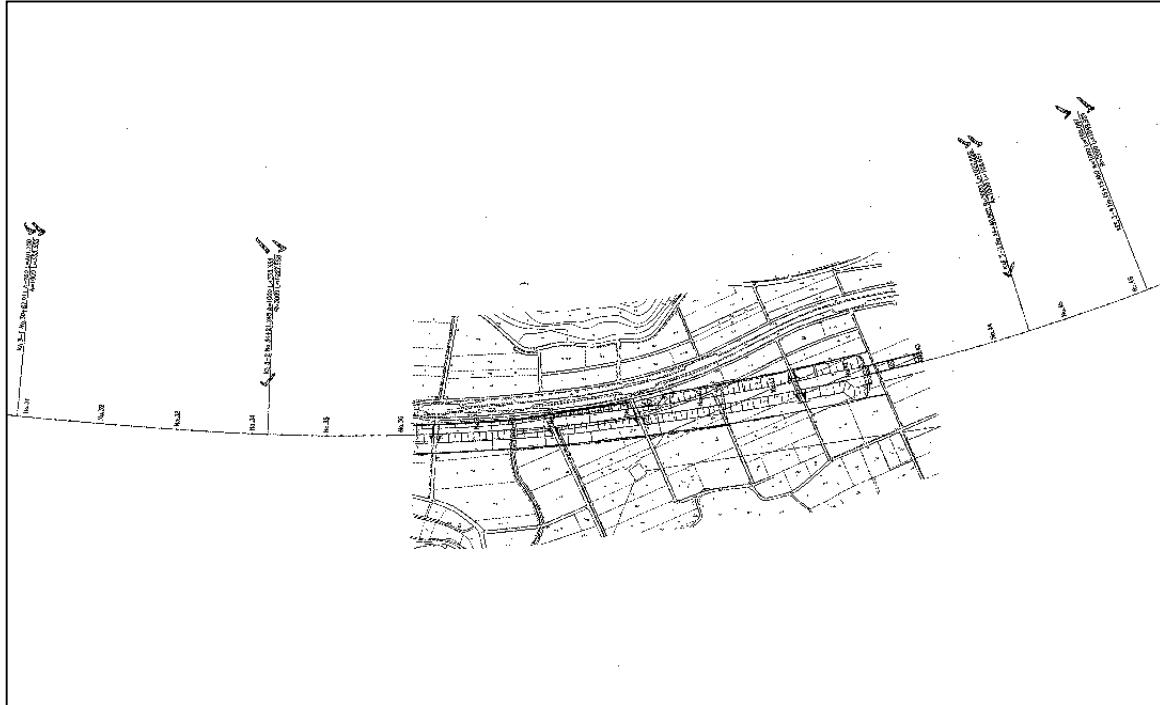
測点名	X 座標	Y 座標	覗考	測点名	X 座標	Y 座標	覗考
〒4 ✓	-103592.645✓	-53971.965✓	2級基準点	TF4 ✓	-104073.411✓	-53943.604✓	4級基準点
〒5 ✓	-106133.790✓	-55192.361✓	〃	TF5 ✓	-104222.811✓	-53911.981✓	〃
KP6/6L✓	-102566.552✓	-53805.858✓	3級基準点	TF6 ✓	-104371.743✓	-53878.598✓	〃
KP0/7L✓	-102897.874✓	-53908.500✓	〃	TF7 ✓	-104511.791✓	-53845.280✓	〃
KP6/8R✓	-104477.348✓	-53669.206✓	〃	TF8 ✓	-104665.056✓	-53902.104✓	〃
KP4/9L✓	-104993.148✓	-54307.238✓	〃	TF9 ✓	-104780.424✓	-54013.042✓	〃
KP2/10L✓	-105230.181✓	-54987.389✓	〃	TF10✓	-104853.023✓	-54154.538✓	〃
KP8/10L✓	-105811.653✓	-55214.489✓	〃	TF11✓	-104914.141✓	-54238.118✓	〃
KP4/11L✓	-106294.412✓	-55308.723✓	〃	TG1✓	-105038.052✓	-54392.649✓	〃
TE1 ✓	-102958.485✓	-53948.860✓	4級基準点	TG2✓	-105043.204✓	-54539.888✓	〃
TE2 ✓	-103102.553✓	-54001.759✓	〃	TG3✓	-105069.858✓	-54688.396✓	〃
TE3 ✓	-103279.147✓	-54006.884✓	〃	TG4✓	-105138.964✓	-54823.046✓	〃
TE4 ✓	-103416.596✓	-53999.420✓	〃	TH1✓	-105267.033✓	-55067.216✓	〃
TE5 ✓	-103497.830✓	-53978.296✓	〃	TH2✓	-105361.017✓	-55160.314✓	〃
TF1✓	-103671.867✓	-53983.149✓	〃	TH3✓	-105486.259✓	-55218.934✓	〃
TF2✓	-103757.779✓	-53993.677✓	〃	TH4✓	-105675.217✓	-55221.966✓	〃
TF3✓	-103925.787✓	-53973.651✓	〃	TJI✓	-105975.513✓	-55186.171✓	〃

・線形計算書（チェック入り）（例）

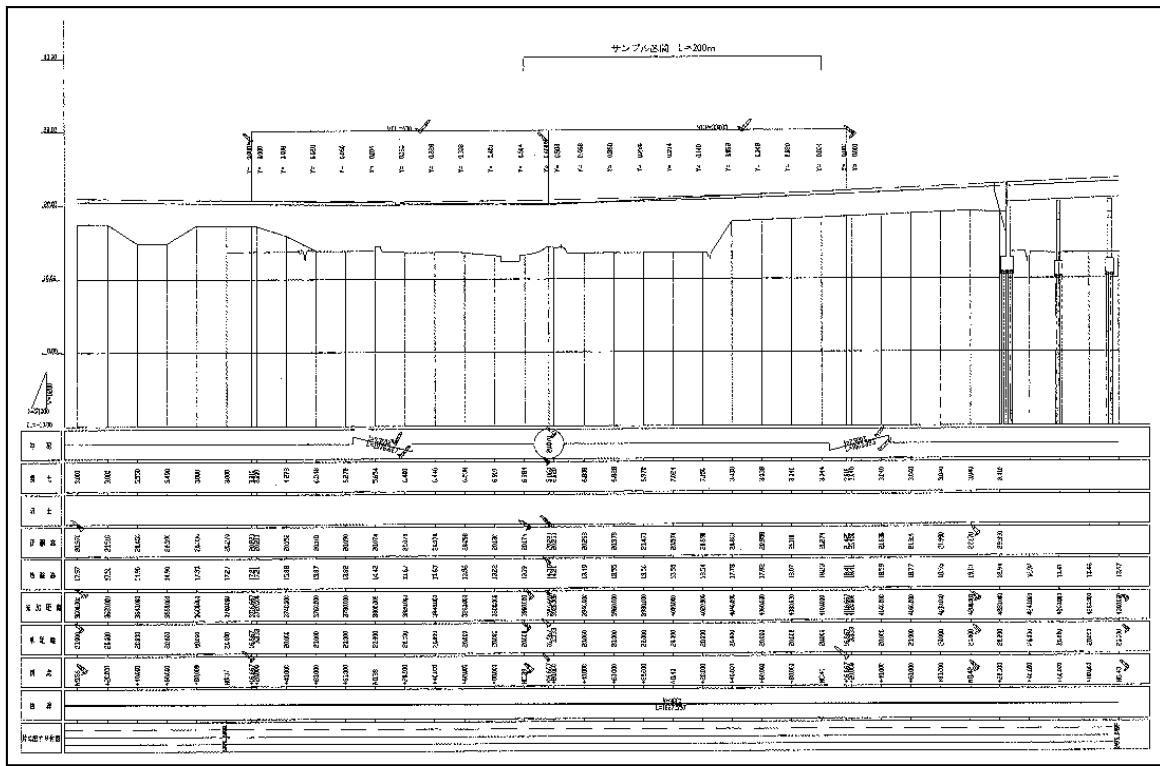
線形計算書

要素番号	1 ✓	直線✓					
BP ✓ :	X = -87,422.0000 ✓	Y = 42,916.0000 ✓	方向角 =	357° 19' 14.6661"	測点 0 +	0.0000 ✓	
BC1 ✓ :	X = -87,400.5562 ✓	Y = 42,914.9965 ✓	要素長 =	21.4672	測点 1 +	1.4672 ✓	
要素番号	2 ✓	円(左曲がり)✓					
BC1 ✓ :	X = -87,400.5562 ✓	Y = 42,914.9965 ✓	方向角 =	357° 19' 14.6661"	測点 1 +	1.4672 ✓	
EC1 ✓ :	X = -87,378.1512 ✓	Y = 42,876.2809 ✓	方向角 =	258° 36' 16.6569"	測点 3 +	2.8173 ✓	
LP :	X = -87,372.8270	Y = 42,913.6895	LA =	98° 42' 58.0092"			
S.P :	X = -87,382.7562	Y = 42,905.7863	要素長 =	41.3501			
M :	X = -87,401.6781	Y = 42,891.0228					
	R = 24.0000	L = 41.3501	C =	36.4221	IA =	98° 42' 58.0092"	
	TL = 27.9598	SL = 12.8477					
要素番号	3 ✓	直線✓					
EC1 ✓ :	X = -87,378.1512 ✓	Y = 42,876.2809 ✓	方向角 =	258° 36' 16.6569"	測点 3 +	2.8173 ✓	
BC2 ✓ :	X = -87,386.2592 ✓	Y = 42,846.0530 ✓	要素長 =	41.0369	測点 5 +	3.8542 ✓	
要素番号	4 ✓	円(右曲がり)✓					
BC2 ✓ :	X = -87,386.2592 ✓	Y = 42,846.0530 ✓	方向角 =	258° 36' 16.6569"	測点 5 +	3.8542 ✓	
EC2 ✓ :	X = -87,365.8523 ✓	Y = 42,816.4520 ✓	方向角 =	350° 33' 36.7373"	測点 7 +	3.9774 ✓	
LP :	X = -87,391.3702	Y = 42,820.8947	LA =	91° 57' 20.0805"			
S.P :	X = -87,382.3348	Y = 42,826.9237	要素長 =	40.1232			
M :	X = -87,361.7520	Y = 42,841.1135					
	R = 25.0000	L = 40.1232	C =	35.9535	IA =	91° 57' 20.0805"	
	TL = 25.8682	SL = 10.9745					
要素番号	5	直線 ✓					
EC2 ✓ :	X = -87,365.8523 ✓	Y = 42,816.4520 ✓	方向角 =	350° 33' 36.7373"	測点 7 +	3.9774 ✓	
BC3 ✓ :	X = -87,363.8225 ✓	Y = 42,816.1146 ✓	要素長 =	2.0576	測点 7 +	6.0350 ✓	

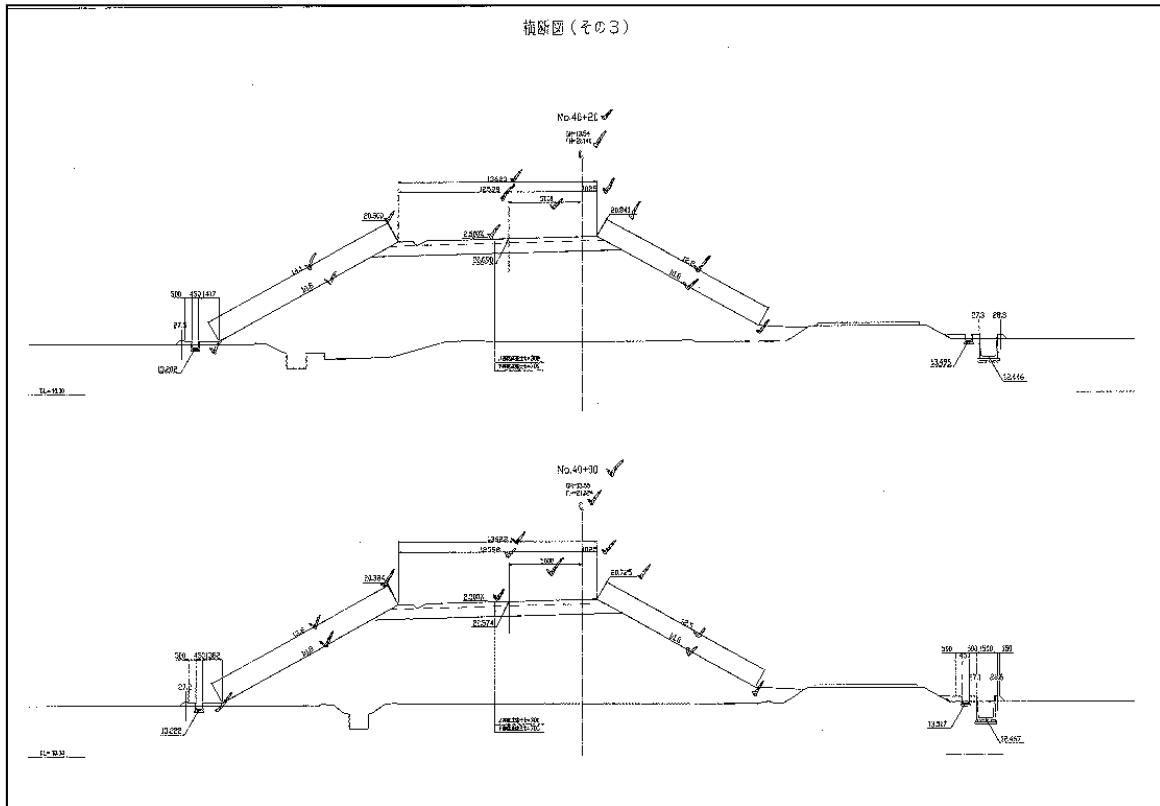
・平面図（チェック入り）（例）



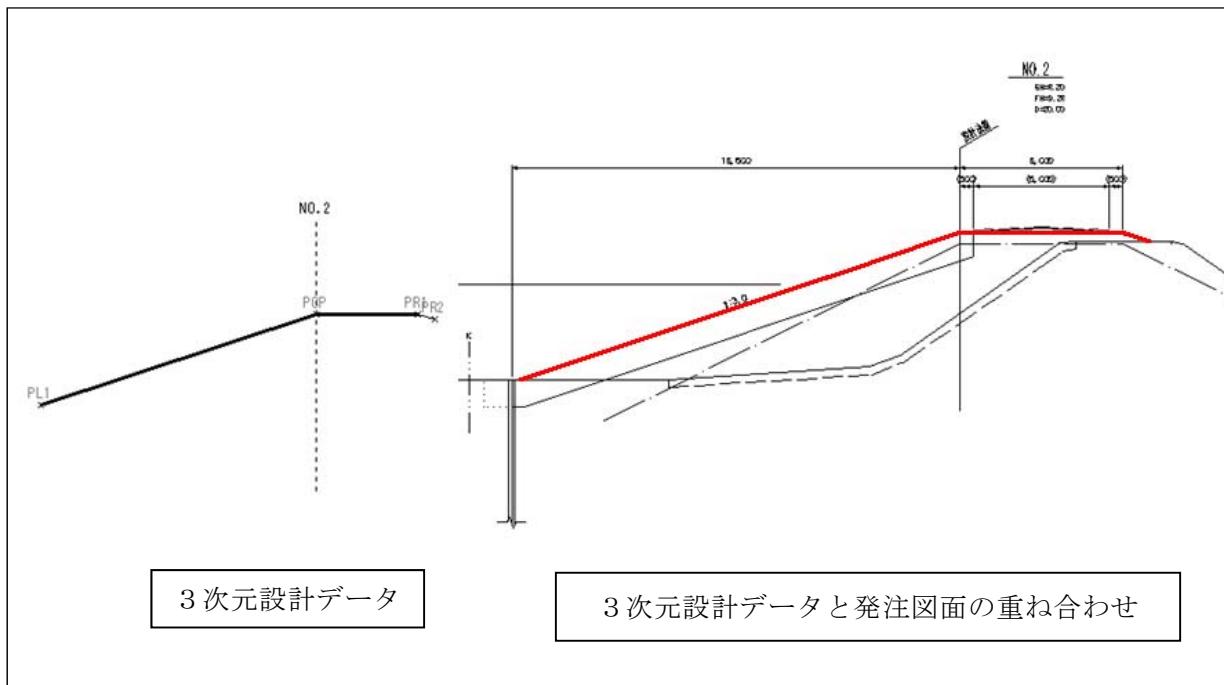
・縦断図（チェック入り）（例）



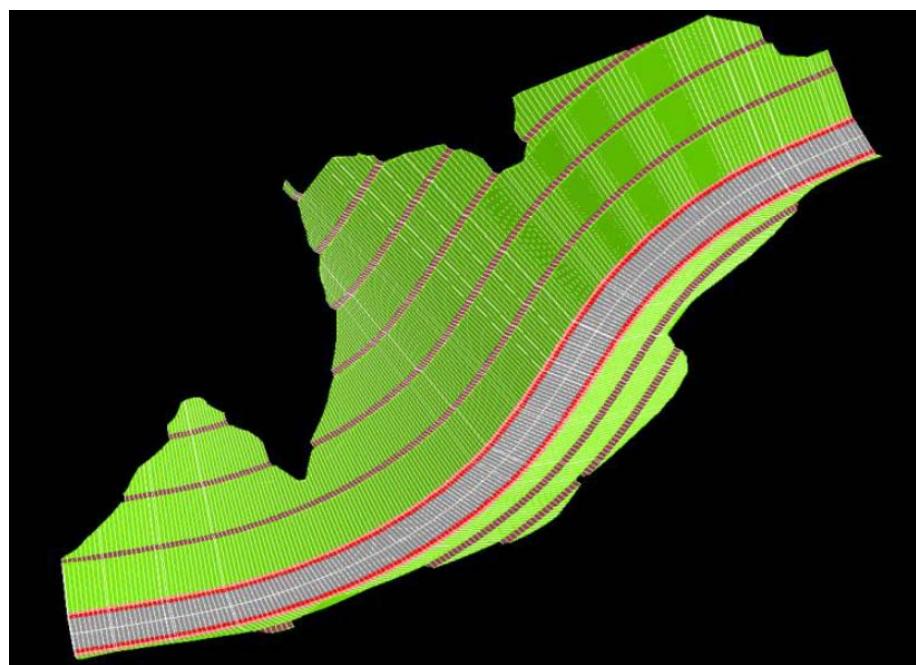
・横断図（チェック入り）（例）



・横断図（重ね合わせ機能の利用）（例）



・3次元ビュー（ソフトウェアによる表示あるいは印刷物）（例）

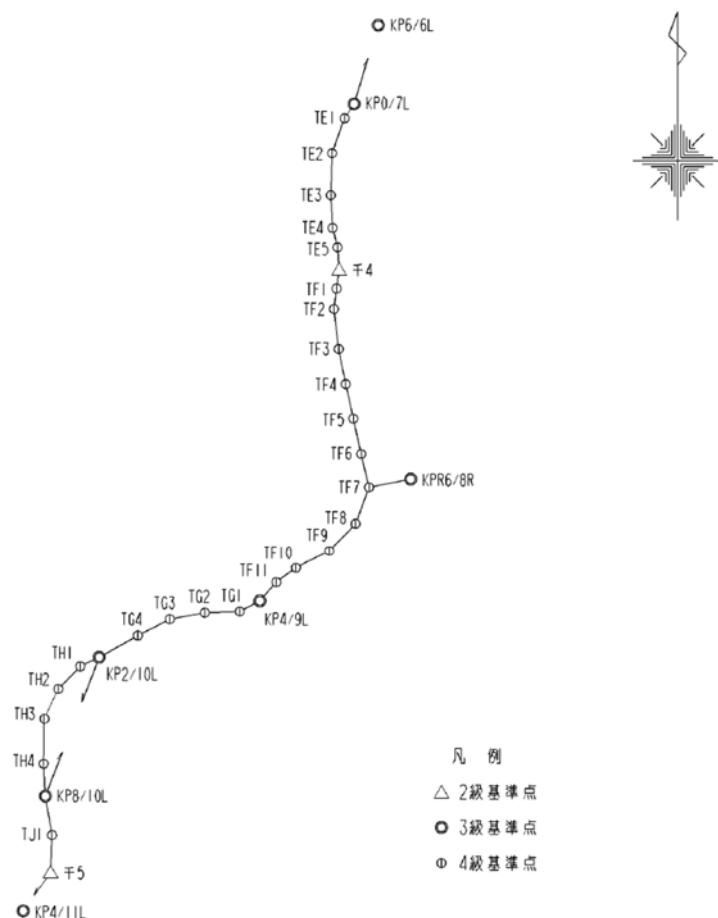


第2節 河川土工

- ・工事基準点リスト（チェック入り）

4級基準点網図

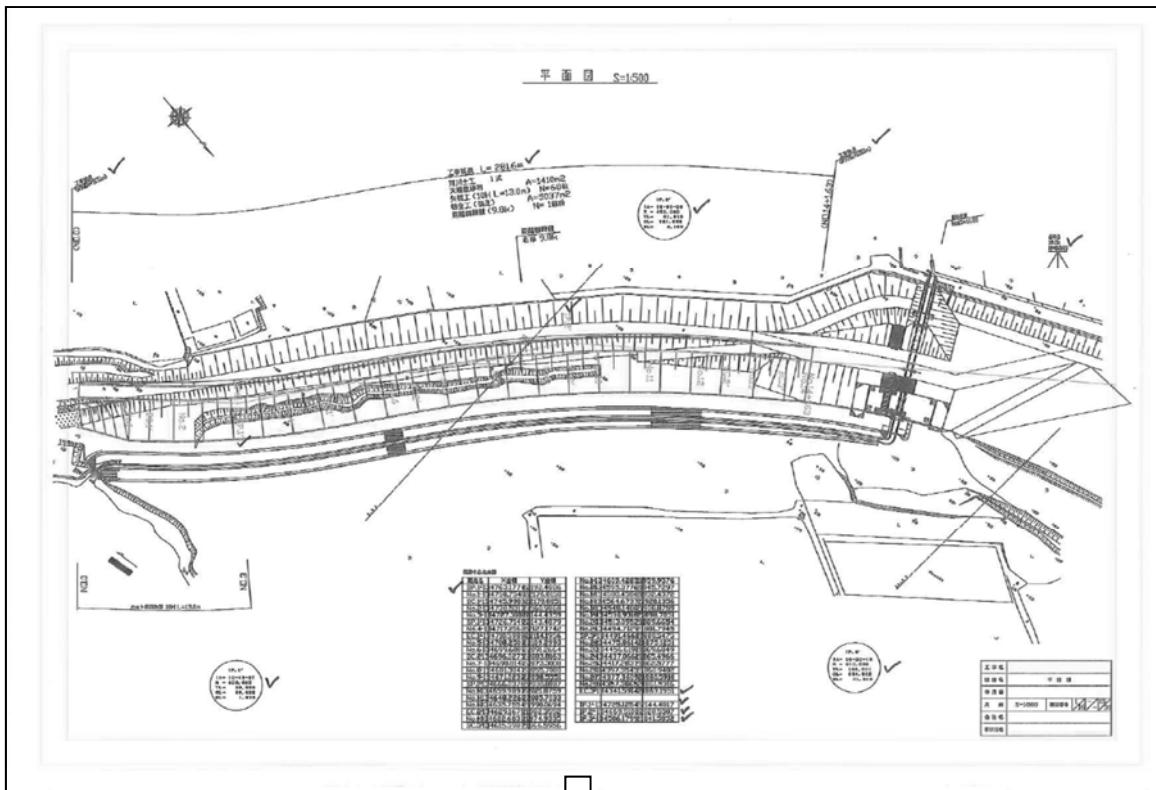
S=1:25000



基 準 点 成 果 表

測点名	X 座標	Y 座標	備考	測点名	X 座標	Y 座標	世界測地系
干4 ✓	-103592.645✓	-53971.965✓	2級基準点	TF4 ✓	-104073.411✓	-53943.604✓	4級基準点
干5 ✓	-106133.790✓	-55192.361✓	〃	TF5 ✓	-104222.811✓	-53911.981✓	〃
KP6/6L✓	-102566.552✓	-53805.858✓	3級基準点	TF6 ✓	-104371.743✓	-53878.598✓	〃
KP0/7L✓	-102897.874✓	-53908.500✓	〃	TF7 ✓	-104511.791✓	-53845.280✓	〃
KP6/8R✓	-104477.348✓	-53669.206✓	〃	TF8 ✓	-104665.056✓	-53902.104✓	〃
KP4/9L✓	-104993.148✓	-54307.238✓	〃	TF9 ✓	-104780.424✓	-54013.042✓	〃
KP2/10L✓	-105230.181✓	-54987.389✓	〃	TF10 ✓	-104853.023✓	-54154.538✓	〃
KP8/10L✓	-105811.653✓	-55214.489✓	〃	TF11 ✓	-104914.141✓	-54238.118✓	〃
KP4/11L✓	-106294.412✓	-55308.723✓	〃	TG1 ✓	-105038.052✓	-54392.649✓	〃
TE1 ✓	-102958.485✓	-53948.860✓	4級基準点	TG2 ✓	-105043.204✓	-54539.888✓	〃
TE2 ✓	-103102.553✓	-54001.759✓	〃	TG3 ✓	-105069.858✓	-54688.396✓	〃
TE3 ✓	-103279.147✓	-54006.884✓	〃	TG4 ✓	-105138.964✓	-54823.046✓	〃
TE4 ✓	-103416.596✓	-53999.420✓	〃	TH1 ✓	-105267.033✓	-55067.216✓	〃
TE5 ✓	-103497.830✓	-53978.296✓	〃	TH2 ✓	-105361.017✓	-55160.314✓	〃
TF1 ✓	-103671.867✓	-53983.149✓	〃	TH3 ✓	-105486.259✓	-55218.934✓	〃
TF2 ✓	-103757.779✓	-53993.677✓	〃	TH4 ✓	-105675.217✓	-55221.966✓	〃
TF3 ✓	-103925.787✓	-53973.651✓	〃	TJI ✓	-105975.513✓	-55186.171✓	〃

・平面図（チェック入り）（例）



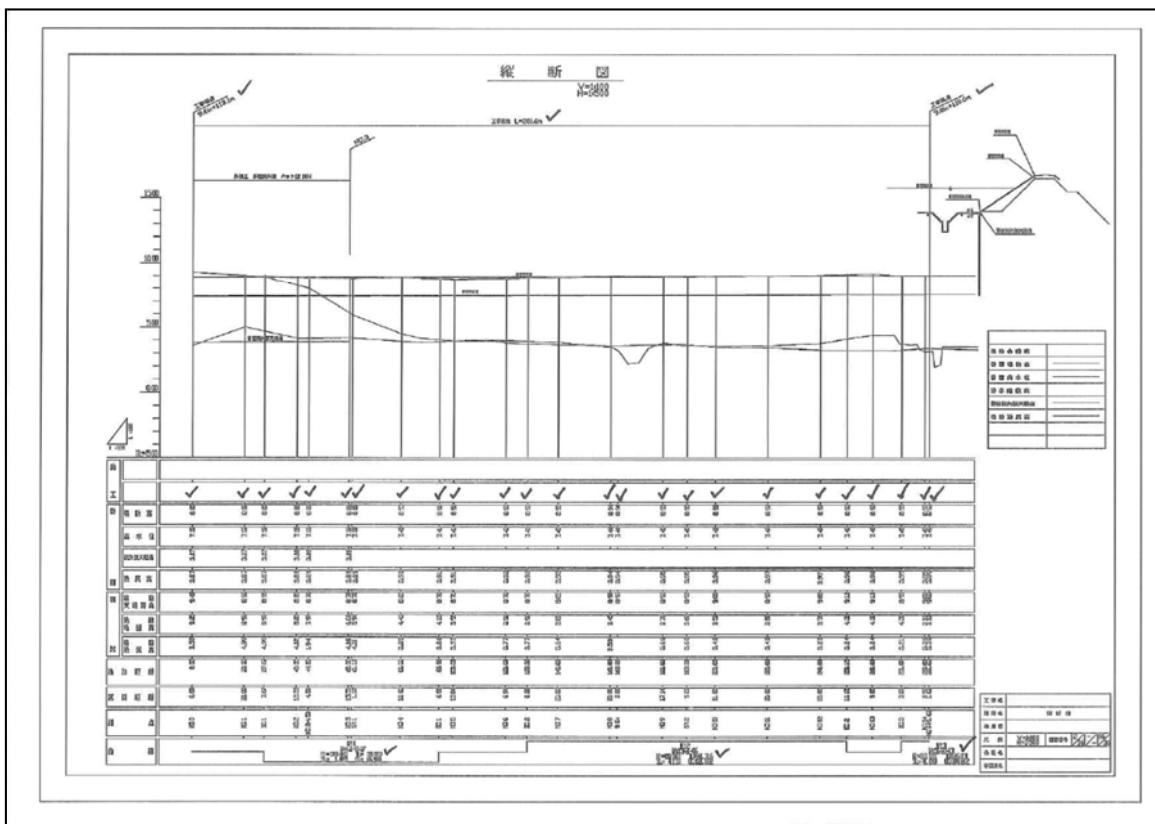
※法線の中心点座標リスト部分を拡大

（チェック入り）（例）

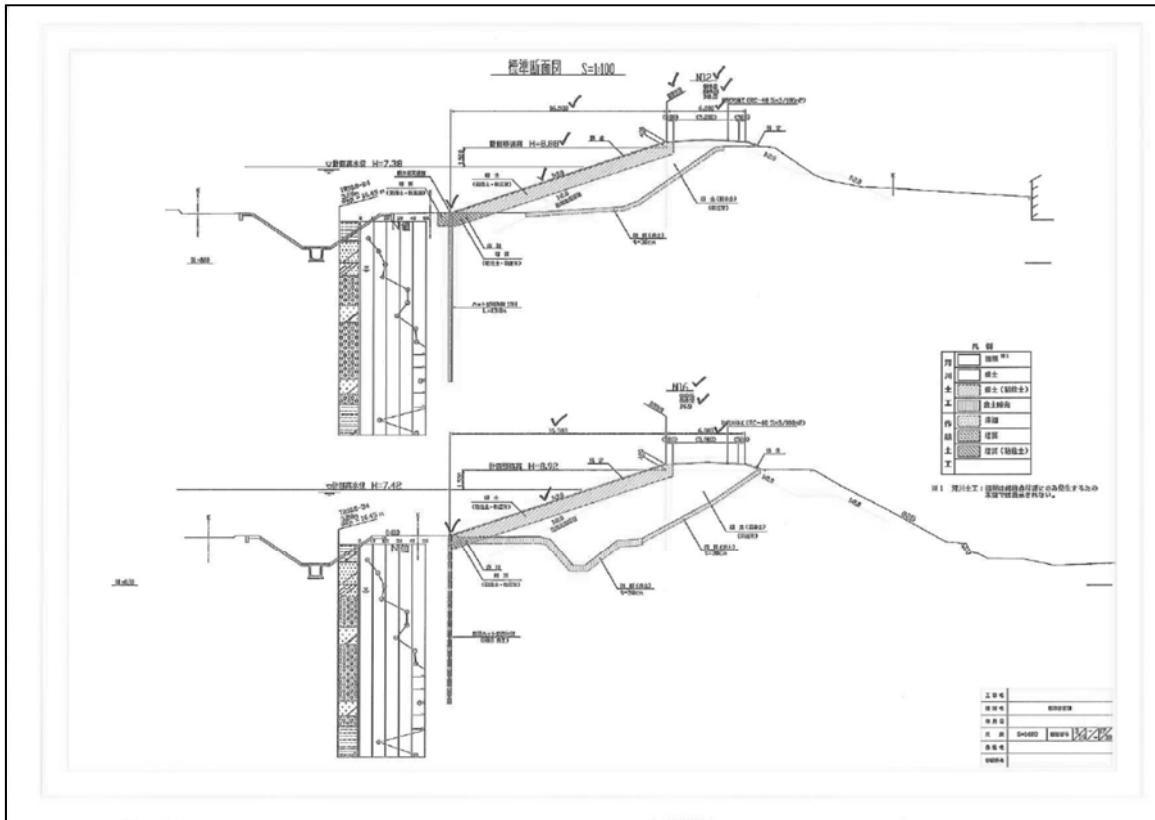
設計中心点座標

測点名	X座標	Y座標
BP.1'	-134763.1774	22192.4886
No.1	-134750.7540	22176.8150
BC.1'	-134745.9903	22170.8051
No.2	-134738.5313	22160.9868
No.3	-134727.3100	22144.4359
SP.1'	-134726.7149	22143.4879
No.4	-134717.2162	22127.1742
EC.1'	-134710.5988	22114.1956
No.5	-134708.2503	22109.2993
No.6	-134699.6009	22091.2664
BC.2'	-134696.0275	22083.8163
No.7	-134690.8140	22073.3008
No.8	-134681.3047	22055.7080
No.9	-134671.0232	22038.5551
SP.2'	-134666.0378	22030.8187
No.10	-134659.9897	22021.8759
No.11	-134648.2260	22005.7033
No.12	-134635.7554	21990.0694
EC.2'	-134629.1675	21982.3552
No.13	-134622.6833	21974.9335
BC.3'	-134615.3987	21966.5956
No.14	-134609.4285	21959.9576
No.15	-134595.3776	21945.7297
No.16	-134580.4386	21932.4372
No.17	-134564.6737	21920.1356
No.18	-134548.1486	21908.8759
No.19	-134530.9318	21898.7051
No.20	-134513.0952	21889.6654
No.21	-134494.7129	21881.7945
SP.3'	-134491.4661	21880.5475
No.22	-134475.8614	21875.1251
No.23	-134456.6191	21869.6849
No.24	-134437.0661	21865.4966
No.25	-134417.2837	21862.5777
No.26	-134397.3543	21860.9402
No.27	-134377.3609	21860.5910
No.28	-134357.3865	21861.5316
EC.3'	-134341.5914	21863.1951
IP.1'	-134725.1254	22144.4817
IP.2'	-134669.5100	22028.5307
IP.3'	-134506.1799	21841.5852

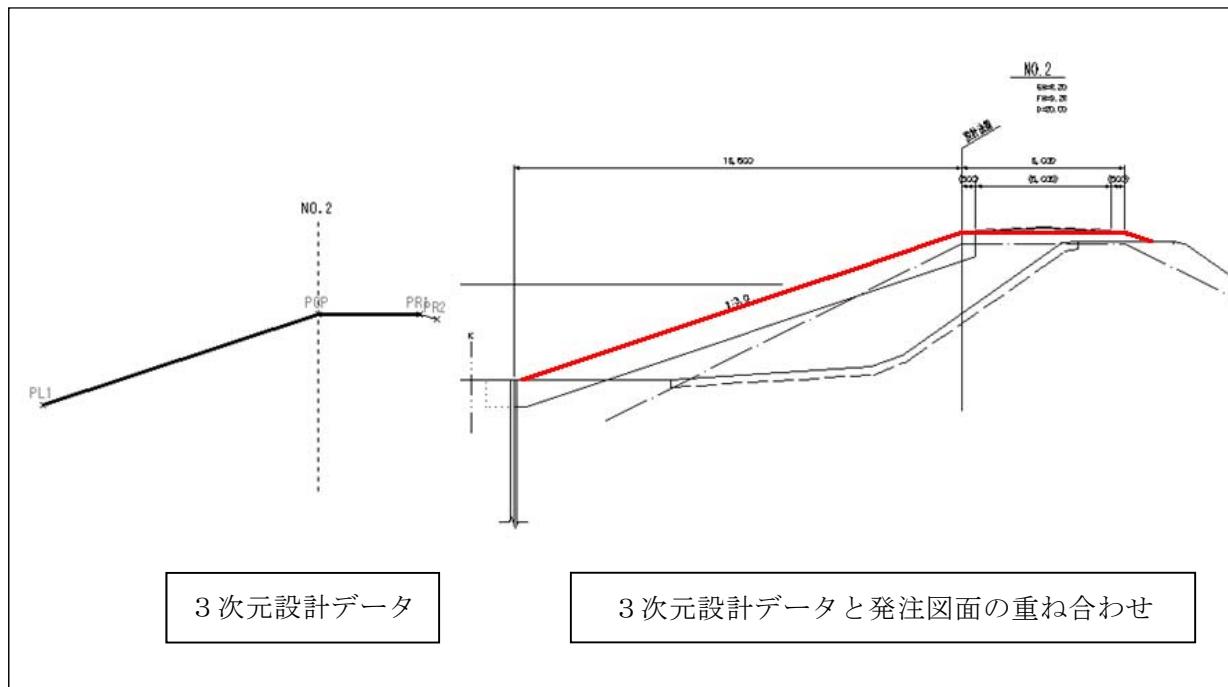
・縦断図（チェック入り）（例）



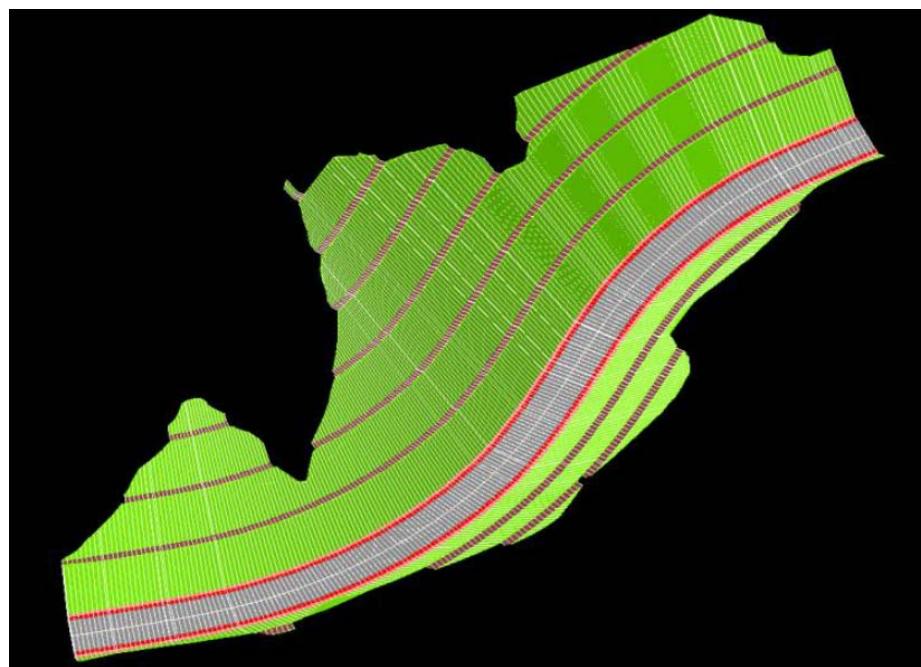
・横断図（チェック入り）（例）



- ・横断図（重ね合わせ機能の利用）（例）



- ・3次元ビュー（ソフトウェアによる表示あるいは印刷物）（例）



第4章 TS（ノンプリズム方式）の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書

現場におけるTS（ノンプリズム方式）の測定精度を確認するために、現場に設置した2箇所以上の計測点を設定し、TS（プリズム方式）とTS（ノンプリズム方式）で計測した計測結果精度確認試験を行う。

【測定精度】

計測範囲内で平面精度±20mm、鉛直精度±20mm以内

【解説】

受注者は、計測機器本体から被計測対象の最大計測距離以上となる位置に2点以上の計測点を設定し、TS（プリズム方式）とTS（ノンプリズム方式）で計測した計測結果を比較し、その差が適正であることを確認する。

TS（ノンプリズム方式）の精度確認試験実施手順書（案）

1. 実施時期

TS（ノンプリズム方式）の精度確認は、現場の計測と同時に実施することも可能であるが、利用までにその精度確認試験を行うことが望ましい。

受注者は、本精度確認により、ノンプリズム方式にて所要の計測値が得られる場合に限り、これを確認した計測条件、視準距離の範囲内で、ノンプリズム方式を出来形計測に適用することができる。

2. 実施方法

① 計測点の設定

計測機器本体から被計測対象の最大計測距離以上となる位置に 2 点以上の計測点を設定する。

② TS（プリズム方式）による計測

計測点にプリズムを設置する。プリズムを付けるピンポールには、先端が平らなものを用い、ピンポール先端が路面の窪みに刺さらないようにする。ピンポールの下に平滑で小さいプレートを設置してもよい。この場合プレートの厚みを高さ計測値から差し引く。

プリズムを TS で視準し 3 次元座標を計測する。

③ TS（ノンプリズム方式）による計測

プリズム方式による計測完了後、そのままプリズムを立てた状態を保ちながら、望遠鏡内の十字線をピンポールに沿わせて、ピンポール先端（石づき等）に合わせる。

ピンポールやプレートを計測点から外し、ノンプリズム方式にて 3 次元座標を計測する。

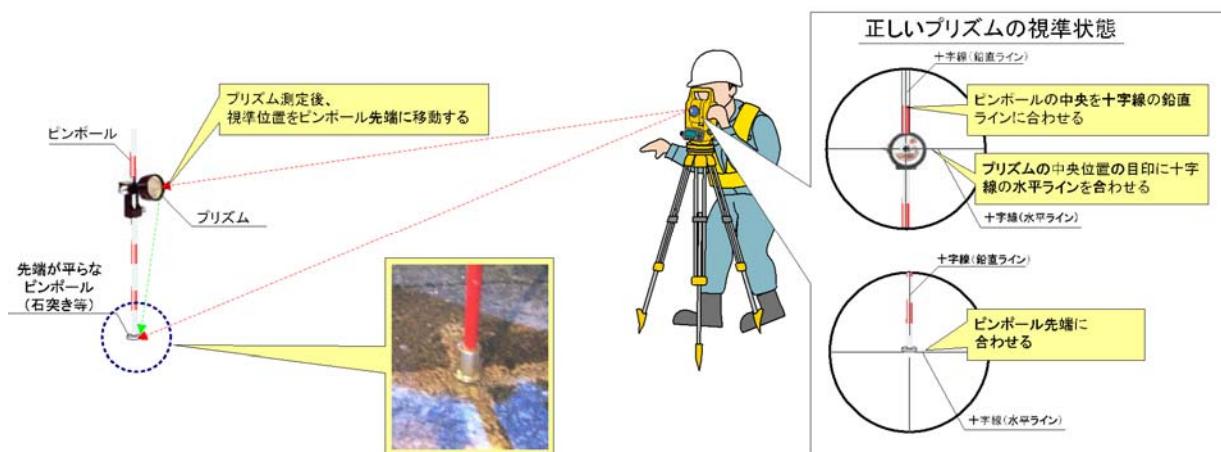


図-1 プリズムを視準する位置

4. 評価基準

プリズム方式とノンプリズム方式で計測した計測結果を比較し、その差が適正であることを確認する。

表－1 精度確認試験での精度確認基準

比較方法	精度確認基準	備考
T S (プリズム方式) と T S (ノンプリズム方式) の計測座標値の較差	平面座標 ±20mm 以内 標高差 ±20mm 以内	現場内 2箇所以上

5. 実施結果の記録

精度確認の実施結果を記録・提出する。

(様式－2)

精度確認試験結果報告書

計測実施日：平成29年3月26日

機器の所有者・試験者あるいは精度管理担当者：(株)○○測量

精度 太郎 印

精度確認の対象機器 メーカー：(株)ABC社 測定装置名称：TS9800 測定装置の製造番号：T0123	写真
検証機器（真値を計測する測定機器） <input checked="" type="checkbox"/> TS : 3級TS以上 <input type="checkbox"/> 機種名（級別○級）	写真
測定記録 測定期日：平成29年3月26日 測定条件：天候 晴れ 気温 8°C 測定場所：(株)○○○○ 現場内にて 検証機器と既知点の距離： m	写真
精度確認方法 <input checked="" type="checkbox"/> TS（プリズム方式）とTS（ノンプリズム方式）の各座標の較差	

・精度確認試験結果（詳細）

① 真値の計測結果（T S（プリズム方式））



真値の計測結果（T S（プリズム方式））			
	X	Y	Z
1点目	44044.720	-11987.655	17.890
2点目	44060.797	-11993.390	17.530

② T S（ノンプリズム方式）による計測結果

計測状況写真



T S（ノンプリズム方式）による計測結果			
	X'	Y'	Z'
1点目	44044.729	-11987.665	17.901
2点目	44060.812	-11993.404	17.543

③ 差の確認（測定精度）

T S（ノンプリズム方式）による計測結果（X' , Y' , Z'）

— 真値の計測結果（X, Y, Z）

既知点の座標間較差			
	Δ X	Δ Y	Δ Z
1点目	0.009	0.010	0.011
2点目	0.015	0.014	0.013

X成分（最大） = 0.015m (15mm) ; 合格（基準値±20mm以内）

Y成分（最大） = 0.014m (14mm) ; 合格（基準値±20mm以内）

Z成分（最大） = 0.013m (13mm) ; 合格（基準値±20mm以内）

第5章 G N S Sによる観測値の点検手順書及び点検記録簿

現場におけるG N S Sによる観測値の精度を確認するために、計測の開始時と終了時にG N S Sを用いた座標の計測を行い、観測値の点検を行う。

【測定精度】

各座標値の較差 平面座標 ±20mm 以内、標高差 ±30mm 以内

【解説】

受注者は、計測の開始時と終了時にG N S Sを用いた座標の計測を行い、既知点などの真値と比較し、その差が適正であることを確認する。

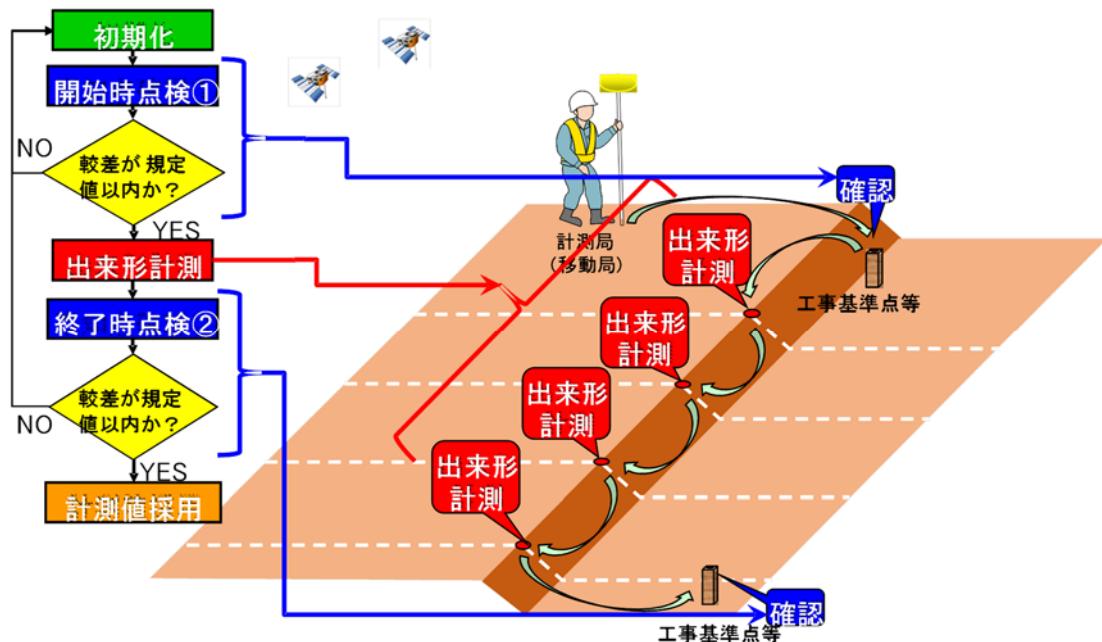
G N S S による観測値の点検手順書（案）

1. 実施時期

G N S S による観測値の点検は、計測毎に行うこととする。点検は、連続する計測の開始時と終了時に実施する。

2. 実施方法

現場に設置した既知点を使用し、計測の開始時と終了時にG N S S を用いた座標の計測を行う。



図－1 点検の実施方法

3. 既知点の設置

真値となる座標値は、基準点あるいは、工事基準上などの既知点の座標値や、基準点及び工事基準点を用いて測量した座標値を利用する。

4. 評価基準

G N S S による計測結果を既知点などの真値と比較し、その差が適正であることを確認する。

表－1 精度確認試験での精度確認基準

比較方法	精度確認基準	備考
各座標値の較差	平面座標 $\pm 20\text{mm}$ 以内 標高差 $\pm 30\text{mm}$ 以内	計測の開始時と終了時

5. 実施結果の記録

観測値の点検結果を記録・提出する。

(様式－3)

平成 年 月 日

工事名 : _____
受注者名 : _____
作成者 : _____ 印

GNSSによる観測値の点検記録簿

・観測値の点検記録

実施日		既知点		計測結果		座標間較差		判定基準
平成29年3月26日	開始時	X	16027.322	X'	16027.320	ΔX	-0.002 (-2mm)	$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y	-88085.029	Y'	-88085.024	ΔY	-0.005 (-5mm)	$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z	179.698	Z'	179.682	ΔZ	-0.016 (-16mm)	$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$
	終了時	X	16011.757	X'	16011.750	ΔX	-0.007 (-7mm)	$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y	-88095.987	Y'	-88095.987	ΔY	0.000 (0mm)	$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z	180.134	Z'	180.157	ΔZ	0.023 (23mm)	$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$
平成〇〇年〇月〇日	開始時	X		X'		ΔX		$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y		Y'		ΔY		$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z		Z'		ΔZ		$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$
	終了時	X		X'		ΔX		$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y		Y'		ΔY		$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z		Z'		ΔZ		$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$
平成〇〇年〇月〇日	開始時	X		X'		ΔX		$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y		Y'		ΔY		$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z		Z'		ΔZ		$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$
	終了時	X		X'		ΔX		$\Delta X \leq \pm 20\text{mm}$
		Y		Y'		ΔY		$\Delta Y \leq \pm 20\text{mm}$
		Z		Z'		ΔZ		$\Delta Z \leq \pm 30\text{mm}$

※本様式で不足する場合は、本様式を複数枚記載する。